

はじめに

近年の都市化や核家族化、地域とのつながりの希薄化などにより親が孤立し、さらに経済的な理由や様々な要因が重なり、困難な状況に陥っても必要な支援を受けられずにいる家庭の子どもたちが存在します。さらに、その子どもが次世代へ貧困家庭を引き継いでしまう「貧困の連鎖」が現代社会の課題となっております。

このような状況から、国は平成 25(2013)年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、令和元(2019)年 11 月に子ども貧困対策に関する大綱の改正をしております。貧困は生まれたときからはじまります。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会を設ける総合的な貧困対策の推進が必要となっております。

このようなことから小山市では、子どもの貧困対策を重点課題として、行政、学校、地域、民生委員児童委員、NPO法人等をはじめとする関係機関が一体となって取り組むため、県内に先駆け平成 27(2015)年に「小山市子どもの貧困撲滅 5 か年計画」を策定し、子どもの貧困・虐待防止本部の設置や子どもの居場所づくりなど様々な事業を展開してまいりました。5 年が経過した現在、「第 2 次小山市子どもの貧困撲滅 5 か年計画」は、この第 1 次計画の趣旨を継承し、基本理念を「子どもの現在と未来が 生まれ育った環境によって 左右されることのない 社会を目指す 小山」と位置づけ、子どもの貧困撲滅に向けた事業を強化してまいります。

策定にあたりましては、初めて「子どもの生活実態調査」を実施するとともに、多くの市民の皆様や関係者の方々、そして子ども・子育て会議委員、子どもの貧困・虐待防止対策本部委員の皆様にご多大なご尽力と貴重なご意見をいただきました。厚くお礼申し上げます。

本計画の推進によって、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長し、自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、自身の未来を切り開いていける小山を創ることが出来るよう、また、一刻も早く子どもの貧困がなくなりますよう、市民の皆様のご理解ご協力をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

令和 2 (2020) 年 3 月

小山市長 大久保 寿夫



目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の対象.....	1
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画の期間.....	2
第2章 本市における子どもの貧困の現状.....	4
1 統計からみた本市の現状.....	4
(1) 人口の推移.....	4
(2) 世帯数の推移.....	5
(3) 一人当たりの市町村民所得※.....	5
(4) 生活保護世帯数及び保護率の推移.....	6
(5) 要保護・準要保護の状況.....	7
(6) ひとり親世帯数.....	8
(7) ひとり親家庭医療費.....	8
(8) 児童扶養手当の状況.....	8
(9) 奨学金の貸付状況.....	9
2 調査結果の概要.....	10
(1) 子どもの生活実態調査.....	10
(2) 資源量把握調査.....	19
(3) 子どもの生活実態調査と資源量把握調査結果からみえた課題.....	21
3 第1次計画の進捗評価について.....	25
(1) 評価基準について.....	25
(2) 今後の事業の方向性.....	25
(3) 事業評価.....	25
(4) 第1次計画の進捗状況.....	29
第3章 計画の基本的な考え方.....	30
1 計画の基本理念.....	30
2 計画の基本方針.....	31
3 計画の体系.....	32
第4章 計画の推進.....	34
1 早期発見のための取り組みの強化.....	34
2 生活支援の充実.....	38
3 教育支援の充実.....	41
4 就労支援の充実.....	43
5 経済的支援の充実.....	45
6 相談・支援・連携体制の整備の強化.....	47
7 子どもの貧困対策に関する指標.....	50

第5章 計画の推進体制と進捗管理	52
1 計画の推進体制	52
2 点検・評価	53
資料編	54
1 小山市子ども・子育て会議条例	54
2 小山市子ども・子育て会議委員名簿	55
3 小山市子どもの貧困・虐待防止対策本部設置要綱	56
4 小山市子どもの貧困・虐待防止対策本部委員名簿	58
5 小山市子どもの貧困撲滅プロジェクト委員名簿	58
6 計画策定の経過	59
7 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進	60

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

近年、我が国では子どもの貧困に関する関心が高まっており、平成 26(2014)年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、また、同年に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、基本的な方針、子どもの貧困に関する指標、指標の改善に向けた重点施策が示されました。小山市においても、平成 27(2015)年 3月に県内に先駆け「子どもの貧困撲滅 5 年計画」を策定し、支援を展開しております。

しかしながら、平成 27(2015)年度に実施された国民生活基礎調査によると、貧困線に満たない所得しか得ていない人の割合である相対的貧困率は 15.6%となっており、国民のおよそ 6 人に 1 人が貧困状態にあるという厳しい水準にあり、社会的問題となっています。

本市においても、子どものいる家庭の状況を把握し、市の施策に役立てるため平成 30(2018)年に「小山市子どもの生活実態調査」を実施したところ、困難を抱える子どもやその保護者、生活困難な家庭基盤の状況等が明らかとなりました。

全ての子どもが、自分の将来に希望が持てる社会の実現をめざして、貧困の連鎖を断ち、一人ひとりが健やかに生きる力を身に付けられるよう支援し、社会全体で貧困対策に取り組み、実行していく必要があります。

また国においては、令和元年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正・公布され、11 月には新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

こうしたことから、本市においても、第 1 次計画から引き続き「第 2 次小山市子どもの貧困撲滅 5 年計画」を策定し、実効性のある取り組みを進めてまいります。

2 計画の対象

国の大綱による子どもの貧困対策の方針によると、生活保護法や生活困窮者自立支援法[※]等の関連する法律と一体的に推進することとされています。

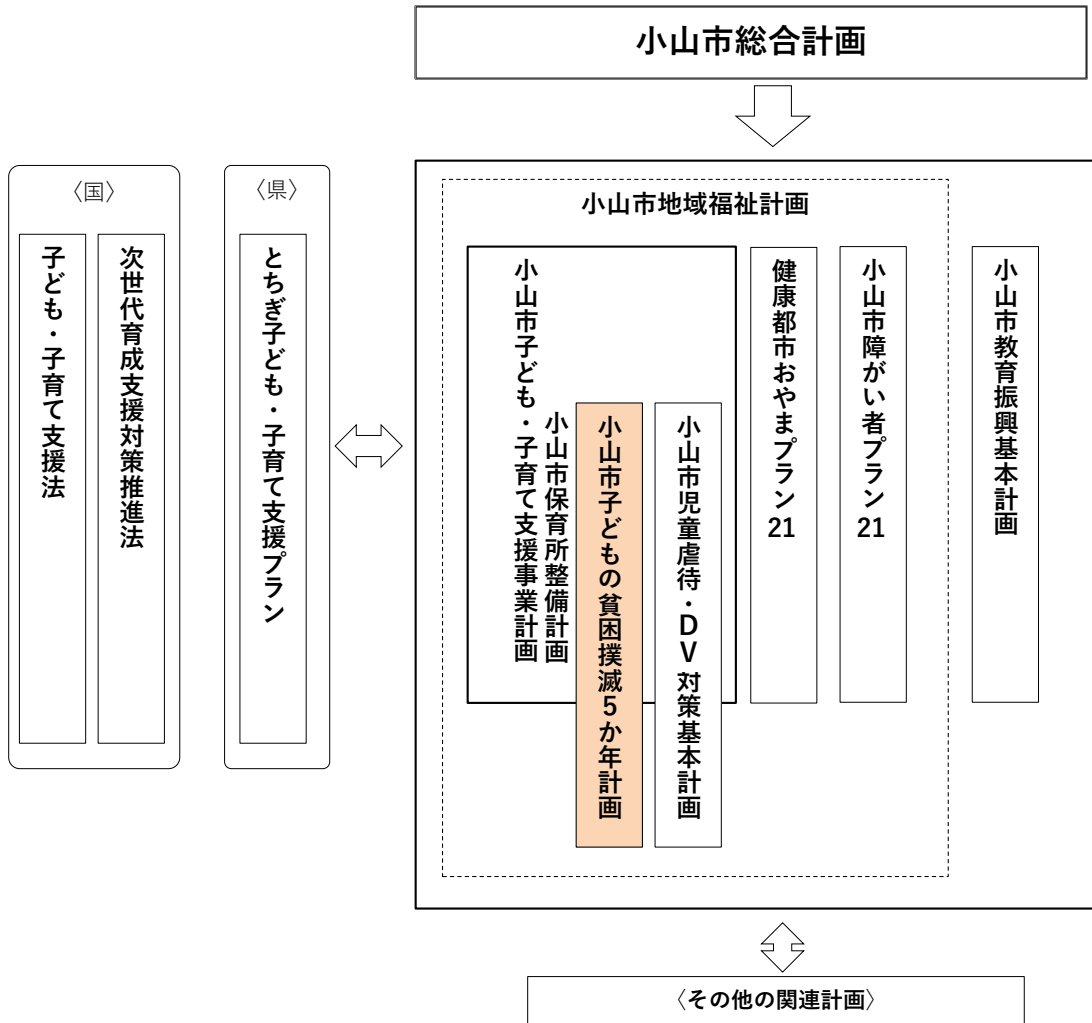
本計画は大綱の趣旨や法律を踏まえ、対象は経済的困窮により、自身の成長過程で困難を抱えやすい子どもとその家庭とし、また、それらに関わる全ての方々を対象とします。

[※]生活困窮者自立支援法：最低限度の生活を維持することが困難な人に対して、個別の状況に応じた支援を行い、自立を促していくことを目指す法律。

3 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「小山市総合計画」に基づく部門別計画として、第1期計画での施策や事業の課題や評価を反映し、子どもの貧困対策に関する事項を定める関連計画等との調和が保たれるものとしします。

上位計画である「小山市総合計画」の部門別計画とし、SDGsに関する小山市の取り組みのとおり、国際目標のSDGsの要素を反映しつつ策定します。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
小山市子ども・子育て支援5か年計画									
				計画策定	第2次小山市子ども・子育て支援5か年計画				

【参 考】

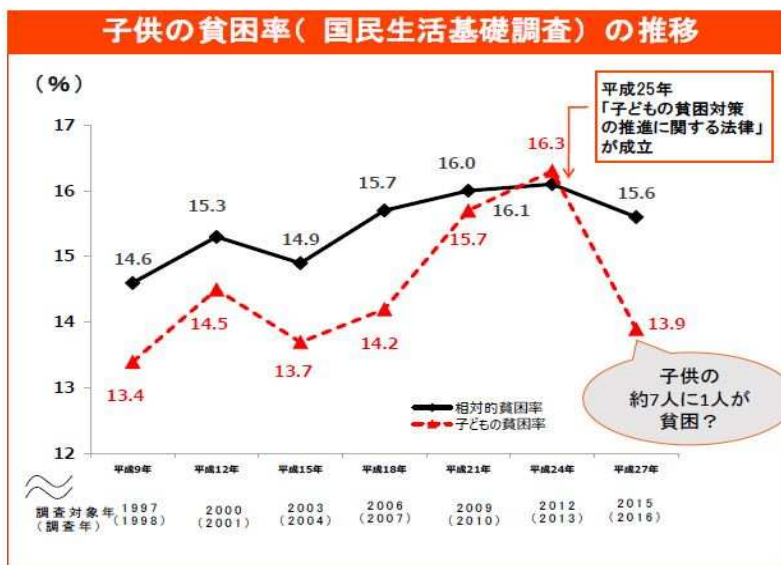
子どもの貧困について

子どもの貧困は、家庭における経済的な困窮により、子どもの成長や学習に必要なものが不足してしまうことや、社会的・文化的な経験が得ることができないこと、社会的に孤立して必要な支援が受けられず成長や自立のための環境が損なわれてしまうことなど、子どもの成長環境全般にわたる複合的な問題を包含しており、それぞれの家庭や本人の努力で改善していくことは困難な状況にあります。

また、少子高齢化、人口減少を背景に、貧困が世代間で連鎖することは、経済面や社会保障の面からも影響を及ぼすため、子どもの貧困問題の解決は、地域においても大きな課題となっています。

本市においても、特に公的支援の対象世帯の動向や、生活状況を踏まえ、子どもの成長と自立を支援する貧困対策の推進を支援します。

子供の貧困率



- 20歳未満の生活保護受給者
⇒25万4645人
(平成28年度被保護者調査)
- 児童養護施設入所児童
⇒2万6449人
(平成29年3月末福祉行政報告例)
- 児童扶養手当の対象児童
⇒151万9754人
(平成28年度末現在厚生労働省調べ)
- 就学援助対象児童生徒
⇒146万6134人
(平成27年度文部科学省調べ)

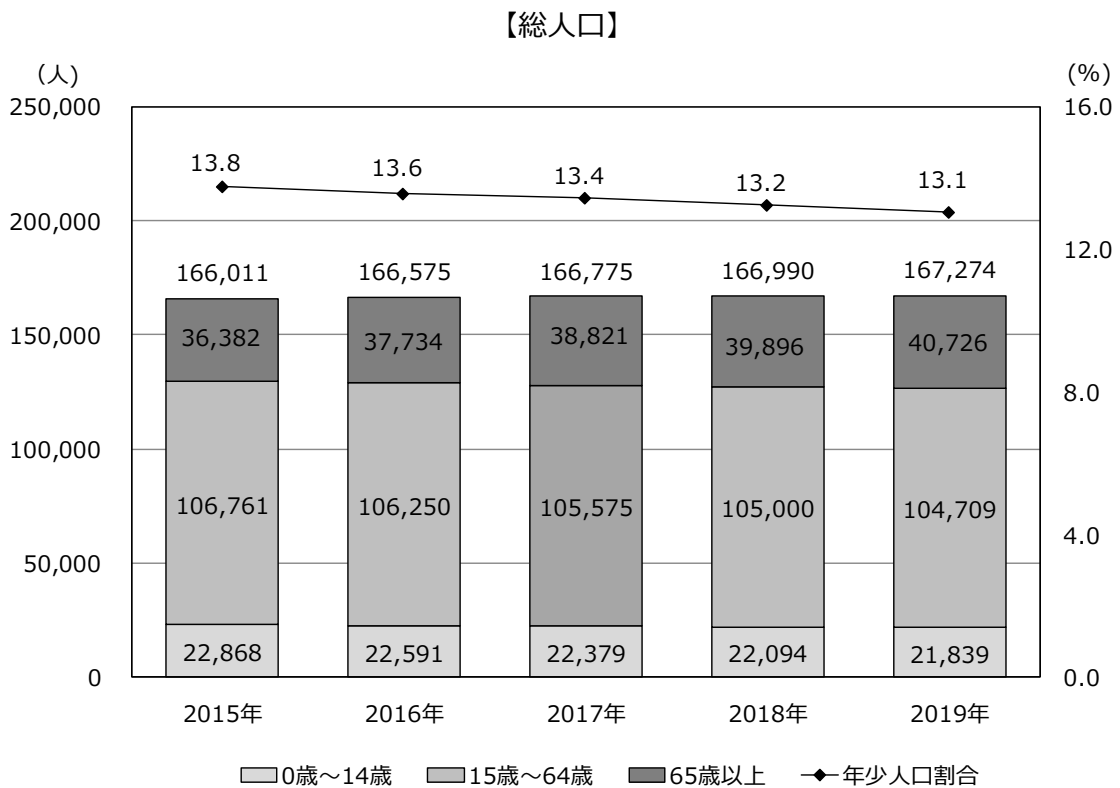
資料：内閣府

第2章 本市における子どもの貧困の現状

1 統計からみた本市の現状

(1) 人口の推移

平成27(2015)年から平成31(2019)年を比較すると、総人口は1,263人増加しており、167,274人となっています。0～14歳までの年少人口、15歳～64歳までの生産年齢人口はともに減少傾向で推移していますが、65歳以上の高齢者人口は増加しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯数の推移

世帯数の推移についてみると、小山市・栃木県・全国ともに増加しています。

本市においては、平成 25(2013)年から平成 30(2018)年までの 6 年間で 5,605 世帯増加しています。

区分	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
小山市	65,475	66,341	67,448	68,707	69,582	71,080
栃木県	786,704	793,003	800,853	809,857	817,370	826,672
全国	55,577,563	55,952,365	56,412,140	56,950,757	57,477,037	58,007,536

資料：総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

(3) 一人当たりの市町村民所得※

本市の一人当たりの市民所得は、微増傾向にあり、栃木県平均とほぼ同額となっています。

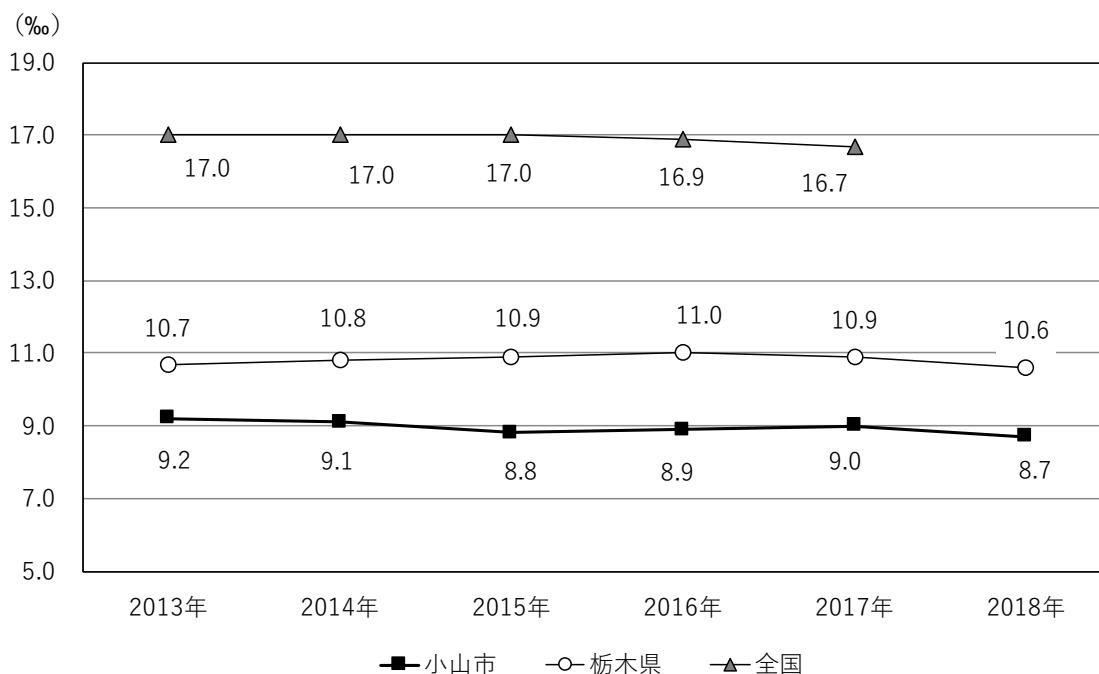
区分	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
小山市	2,900	3,133	3,174	3,318	3,315
A 市	3,193	3,515	3,513	3,720	3,653
B 市	3,628	3,211	3,183	3,455	3,442
C 市	3,049	3,305	3,280	3,412	3,429
D 市	2,702	2,948	2,993	3,111	3,057
栃木県	2,966	3,179	3,159	3,349	3,318

資料：とちぎの市町村民経済計算

※一人あたりの市町村民所得：雇業者報酬、財産所得および企業所得の合計である「市町村民所得」をその年の各市町村人口で割った計数であり、個人の給与や実収入などの所得水準を表すものではありません。

(4) 生活保護世帯数及び保護率の推移

本市の生活保護世帯数についてみると、増減を繰り返しており、栃木県及び全国と保護率を比較すると低くなっています。



【生活保護世帯数及び保護率】

(単位：世帯)

区分		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
小山市	保護世帯	1,136	1,131	1,125	1,159	1,191	1,173
	保護率 (‰)	9.2	9.1	8.8	8.9	9.0	8.7
栃木県	保護世帯	15,961	16,176	16,529	16,715	16,698	16,534
	保護率 (‰)	10.7	10.8	10.9	11.0	10.8	10.6
全国	保護世帯	1,591,846	1,612,340	1,629,743	1,641,532	1,639,768	—
	保護率 (‰)	17.0	17.0	17.0	16.9	16.7	—

資料：栃木県の生活保護

(5) 要保護・準要保護の状況

要保護・準要保護の状況をみると、要保護の受給者割合が減少傾向を示しているのに対して、準要保護の受給者割合は増加傾向※となっており、平成 25(2013)年から平成 30(2018)年で 1.9%増加しています。

【要保護・準要保護の受給者数】

(単位：人)

区分		2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
要 保 護	小学校	55	59	46	47	39	31
	中学校	27	36	36	27	24	17
	計	82	95	82	74	63	48
準 要 保 護	小学校	320	328	333	345	365	474
	中学校	204	207	225	221	234	295
	計	524	535	558	566	599	769

【要保護・準要保護の受給者割合】

(単位：%)

区分		2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
要 保 護	小山市	0.6	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4
	栃木県	0.8	0.8	0.8	0.7	—	—
	全国	1.5	1.5	1.4	1.4	—	—
準 要 保 護	小山市	3.8	3.9	4.1	4.2	4.4	5.7
	栃木県	5.7	5.9	6.2	6.4	—	—
	全国	13.9	13.9	13.8	13.7	—	—

資料：教育総務課

文部科学省

※準要保護の基準は、平成 29(2017)年までは、前年度の所得が、生活保護と同程度またはそれ以下の世帯となっていました。平成 30(2018)年からは、前年度の所得が、生活保護の 1.2 倍未満の世帯が対象になりました。

要保護：生活保護法第 6 条第 2 項に規定する、生活保護を必要とする状態にある者

準要保護：市町村教育委員会が生活保護法第 6 条第 2 項に規定する、きわめて経済的に困難な状態にある者

(6) ひとり親世帯数

ひとり親世帯の状況をみると、緩やかに減少傾向にあり、平成 30(2018)年では 1,268 世帯となっています。

区分	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
父子家庭	57	62	72	71	63	63
母子家庭	1,313	1,297	1,279	1,298	1,240	1,205
合 計	1,370	1,359	1,351	1,369	1,303	1,268

資料：子育て包括支援課

(7) ひとり親家庭医療費

ひとり親家庭医療費[※]の受給者数の状況をみると、やや減少傾向になっており、平成 30(2018)年では 3,683 人となっています。

区分	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
ひとり親家庭 医療費受給者数	3,429	3,009	3,513	3,779	3,745	3,683

資料：子育て包括支援課

※ひとり親家庭医療費：父子家庭、母子家庭、父または母が重度の心身障害にある家庭で、18 歳未満の子どもを育てている方と子どもが医療を利用した場合に、医療費の一部が支給される制度のことです。

(8) 児童扶養手当の状況

児童扶養手当[※]の受給者数の状況をみると、緩やかに減少傾向にあり、平成 30(2018)年では 1,175 人となっています。

区分	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
父子家庭	52	57	64	65	57	54
母子家庭	1,217	1,178	1,178	1,193	1,160	1,112
その他	4	3	3	4	6	9
合 計	1,273	1,238	1,245	1,262	1,223	1,175

資料：子育て包括支援課

※児童扶養手当：父子家庭、母子家庭父母、父または母が重度の心身障害にある家庭で、18 歳未満の子ども（障害児の場合は 20 歳未満）を育てている方に支給される手当です。

(9) 奨学金の貸付状況

奨学金の貸付状況を見ると、平成 30(2018)年の合計では 23 人となっています。平成 25(2013)年から平成 30(2018)年までを比較すると、「専門・専修学校」はやや増加していますが、「大学」はやや減少傾向にあります。

【奨学金】		(単位：人)				
区分	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
高等学校	1(1)	1(0)	4(3)	4(2)	4(1)	4(1)
専門・専修学校	2(1)	0(0)	0(0)	1(0)	2(2)	5(3)
短期大学	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	1(0)
大学	26(5)	21(4)	22(5)	18(5)	16(4)	13(1)
合計	29(7)	22(4)	26(8)	23(7)	23(8)	23(5)

資料：教育総務課

※平成 28(2016)年～「おやまふるさとみらい奨学金」含む

※ () : 新規貸付者 内数

2 調査結果の概要

(1) 子どもの生活実態調査

①調査の目的

子どもとその保護者からの生活状況と意向等を把握し、第2次計画へ反映させるために、平成30(2018)年11月20日～平成30(2018)年12月5日において学校配布・学校回収を方法とし、調査を実施しました。

②回収状況

調査区分	配布数	回収数	回収率
小学5年生*	1,554件	1,302件	83.8%
中学2年生*	1,491件	1,225件	82.2%
合計	3,045件	2,527件	83.0%
小学5年生の 保護者	1,554件	1,299件	83.6%
中学2年生の 保護者	1,491件	1,224件	82.1%
合計	3,045件	2,523件	82.9%

*小学校5年生及び義務教育学校5年生は「小学5年生」と表記

*中学校2年生及び義務教育学校8年生は「中学2年生」と表記

③困窮度を図る指標について

	子どもの生活実態調査 (小山市)	国民生活基礎調査 (全国の世帯及び世帯員)
収入	世帯収入の合計 (子どもの手当てや養育費を含む)	可処分所得 (所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたもの)
等可処分所得	世帯の収入の合計額を世帯人員の平方根で割ったもの。	世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割って調整した所得。所得の無い子ども等も含め、全ての世帯員に割り当てられる。
中央値	所得の低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値。 本調査では275万円	所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値。 H27(2015)年調査では245万円。
貧困線	等価可処分所得の中央値の半分の額を指す。 本調査では137万円。	等価可処分所得の中央値の半分の額を指す。 H27(2015)年調査では122万円。
相対的貧困率	世帯の所得が、調査結果全体の等価可処分所得の中央値の半分に満たない世帯の割合。 10.2%	その国の文化水準、生活水準と比較して困窮した状態を指し、世帯の所得が、その国の等価可処分所得の中央値の半分に満たない世帯の割合。 15.6%[H27(2015)年]
子どもの貧困率	本調査は調査対象が小学生・中学生・義務教育学校生に限定しているため、算出できず。	17歳未満の子ども全体に占める、世帯の所得が、その国の等価可処分所得の中央値の半分に満たない子どもの割合。 13.9%[H27(2015)年]

等価可処分所得に基づく困窮度の分類

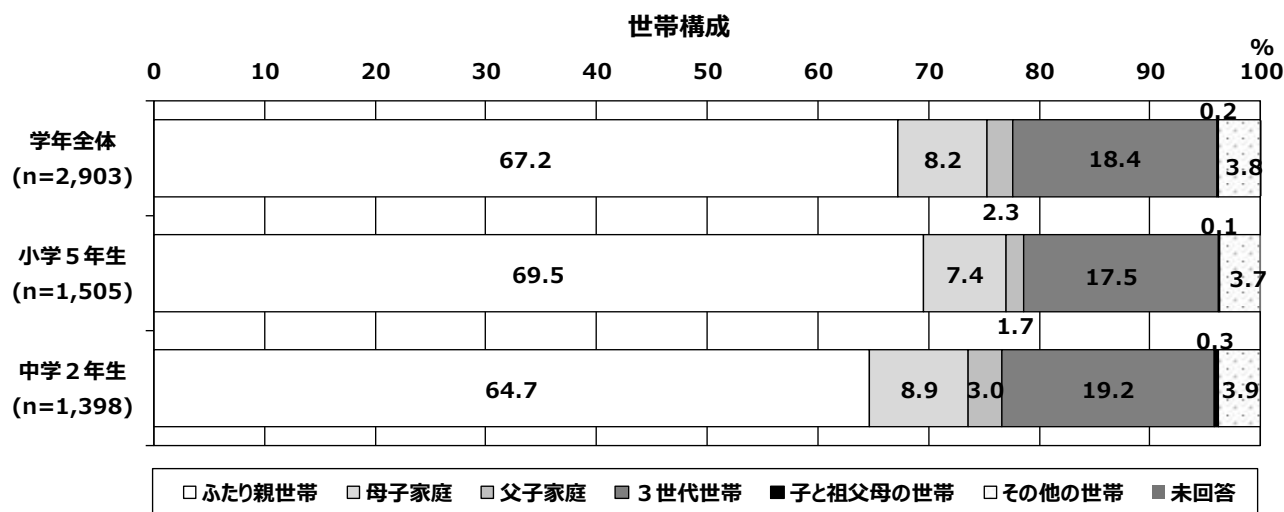
小山市の等価可処分所得の中央値は275万円、国の定める基準でいくと相対的貧困率は10.2%でした。

区分	基準	割合 (n=2,523)
中央値以上	等価可処分所得中央値 (本調査では275万円)以上	55.8%
困窮度Ⅲ	等価可処分所得中央値未満で、中央値の60%以上	29.0%
困窮度Ⅱ	等価可処分所得中央値の50%以上60%未満	5.0%
困窮度Ⅰ	等価可処分所得中央値の50%未満	10.2%

④調査結果の抜粋（子どもの生活実態調査）

(ア)世帯構成（全体）

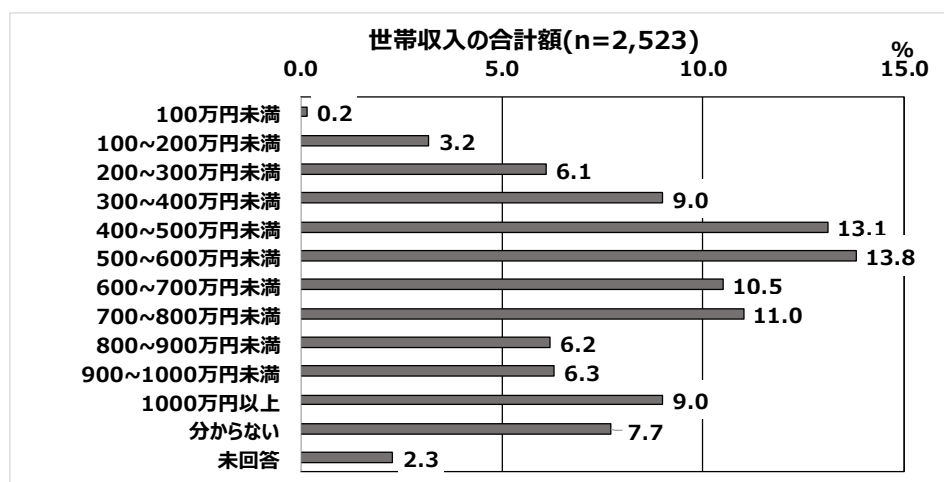
世帯構成をみると、ふたり親世帯が約7割と最も多く、次いで3世代世帯が約2割、母子家庭が約1割となっています。



※「子ども・保護者どちらも回答した世帯」、「子どものみ回答した世帯」、「保護者のみ回答した世帯」の全体 (n=2,903) を母数としています。

(イ)世帯の収入額

保護者全体の世帯収入をみると、「500~600万円未満」が13.8%と最も高く、「400~500万円未満」が13.1%、「700~800万円未満」が11.0%となっており、「1000万以上」は9.0%となっています。

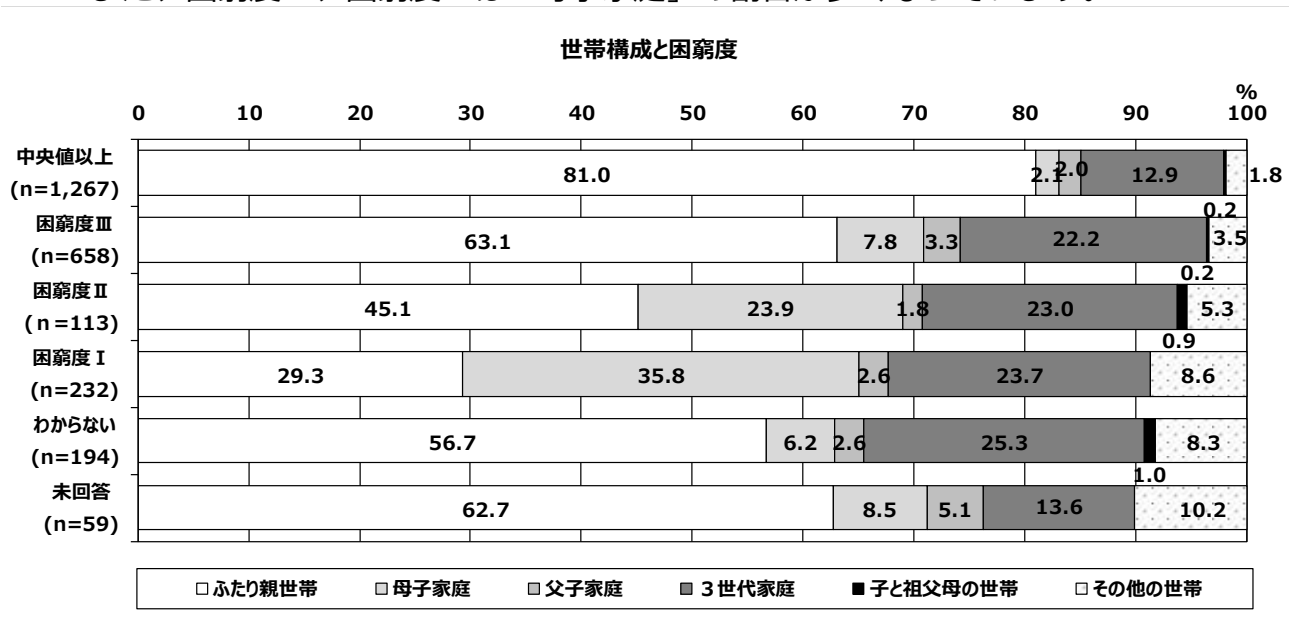


※保護者の有効回答数 (n=2,523) を母数としています。

(ウ)世帯構成別の困窮度（保護者票）

中央値以上の8割以上が「ふたり親世帯」であり、困窮度が高くなるにつれて、「ふたり親世帯」の割合が減っています。

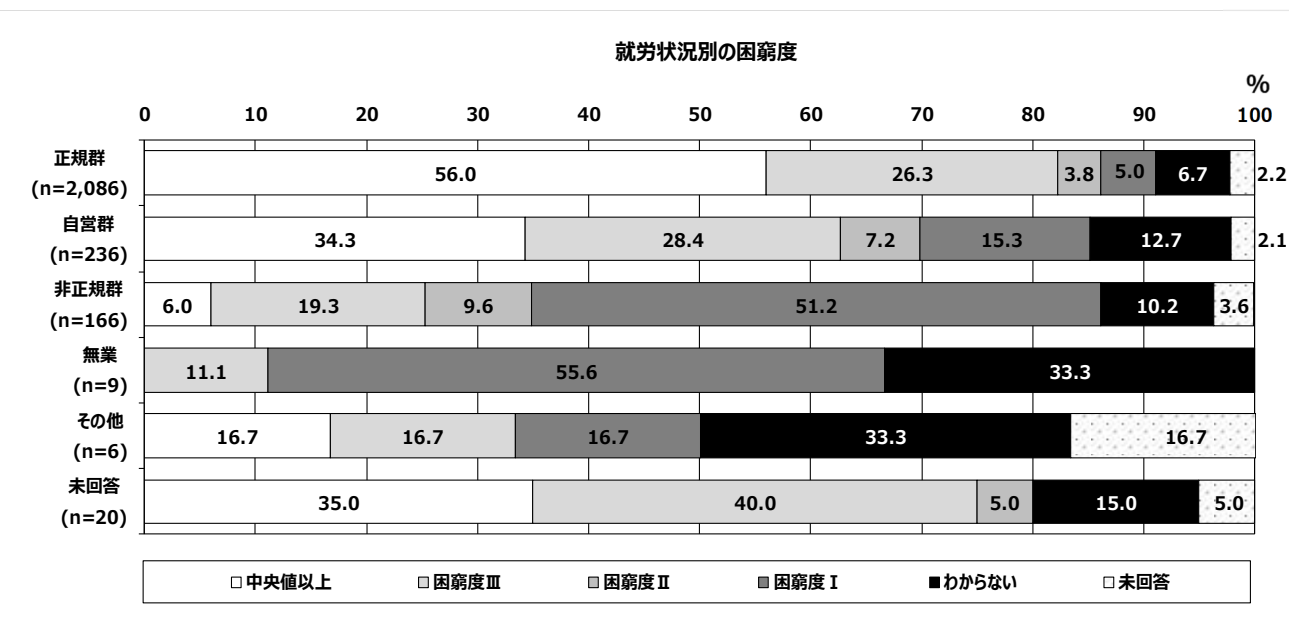
また、困窮度Ⅰ、困窮度Ⅱは「母子家庭」の割合が多くなっています。



※保護者の有効回答数（n=2,523）を母数としています。

(I)就労状況別の困窮度

「正規群」では半数以上が「中央値以上」であるのに対し、「自営群」では34.3%、「非正規雇用群」では6.0%と困窮度が増しており、特に「非正規雇用群」では半数以上が「困窮度Ⅰ」となっています。

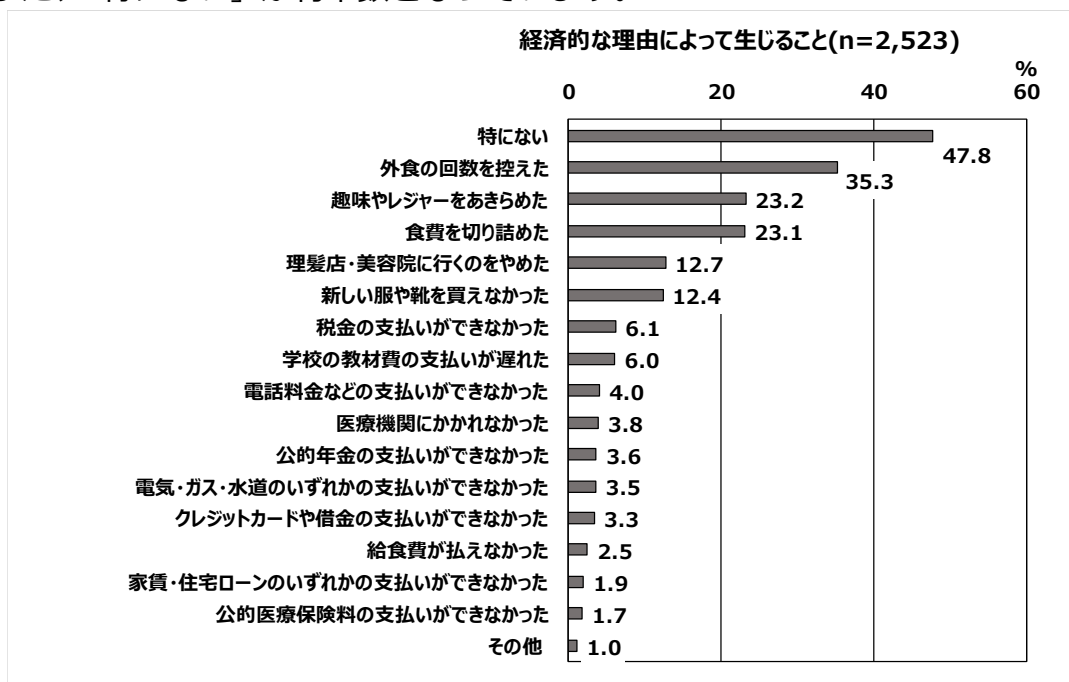


※保護者の有効回答数（n=2,523）を母数としています。

(イ)経済的な理由によって生じること

経済的な理由によって生じるとは、保護者全体では「外食の回数を控えた」が35.3%で最も高く、「趣味やレジャーをあきらめた」が23.2%、「食費を切り詰めた」が23.1%という順に高くなっています。

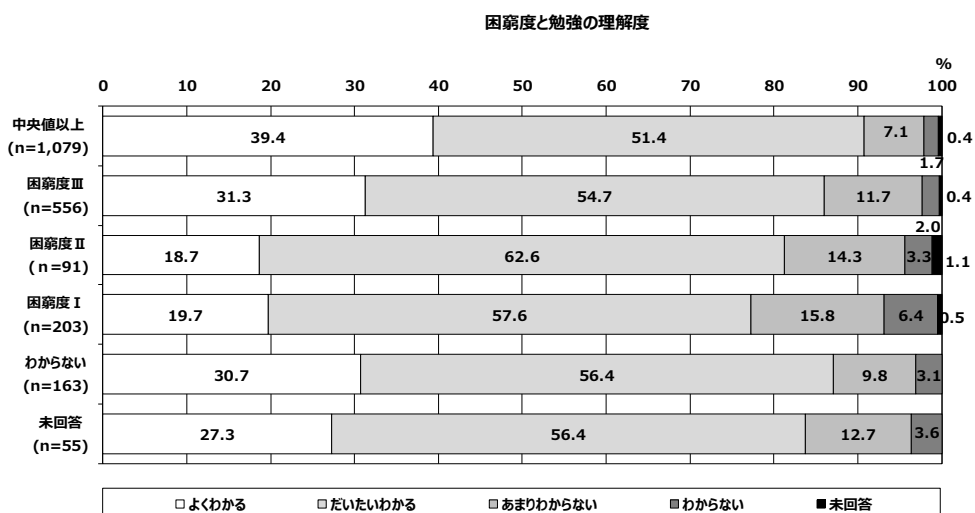
また、「特にない」が約半数となっています。



※保護者の有効回答数 (n=2,523) を母数としています。

(カ)困窮度別にみた、勉強の理解度

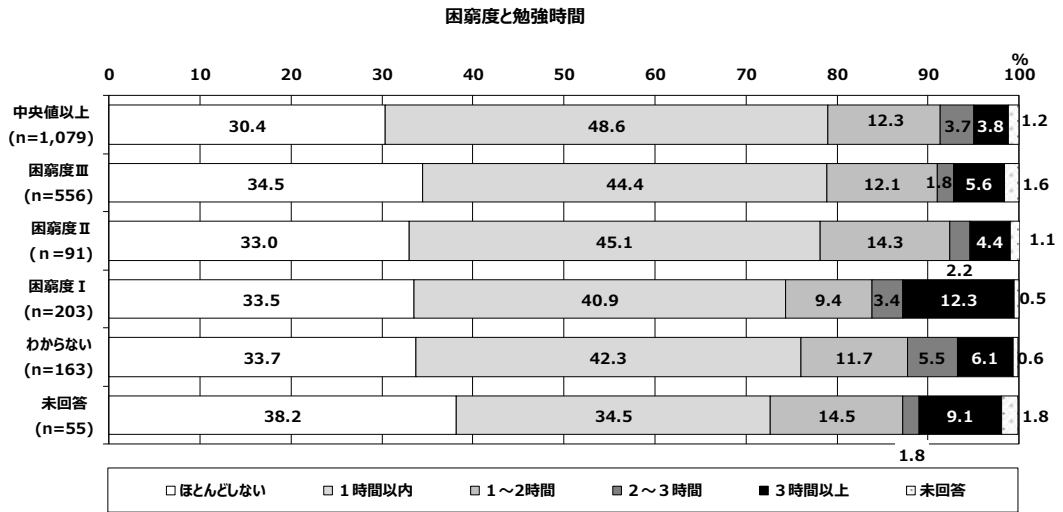
困窮度が高くなるにしたがって勉強の理解度は減っており、中央値以上で「あまりわからない」、「わからない」はあわせると8.8%であったのに対し、困窮度Iでは22.2%となっており、2倍以上の差が出ています。



※子どもの有効回答数 (n=2,527) を母数としています。

(※)困窮度別にみた、平日1日あたりの学校以外の勉強時間

中央値以上と比較すると、困窮度Ⅰ～Ⅲの世帯の子どもが「ほとんどしない」の割合がやや多くなっています。



※子どもの有効回答数 (n=2,527) を母数としています。

【参 考】

子供の高校・大学等進学率

➤ 生活保護世帯の子供の大学等進学率は、やや改善しているものの低い水準にとどまっている。

高校等進学率・大学等進学率の推移



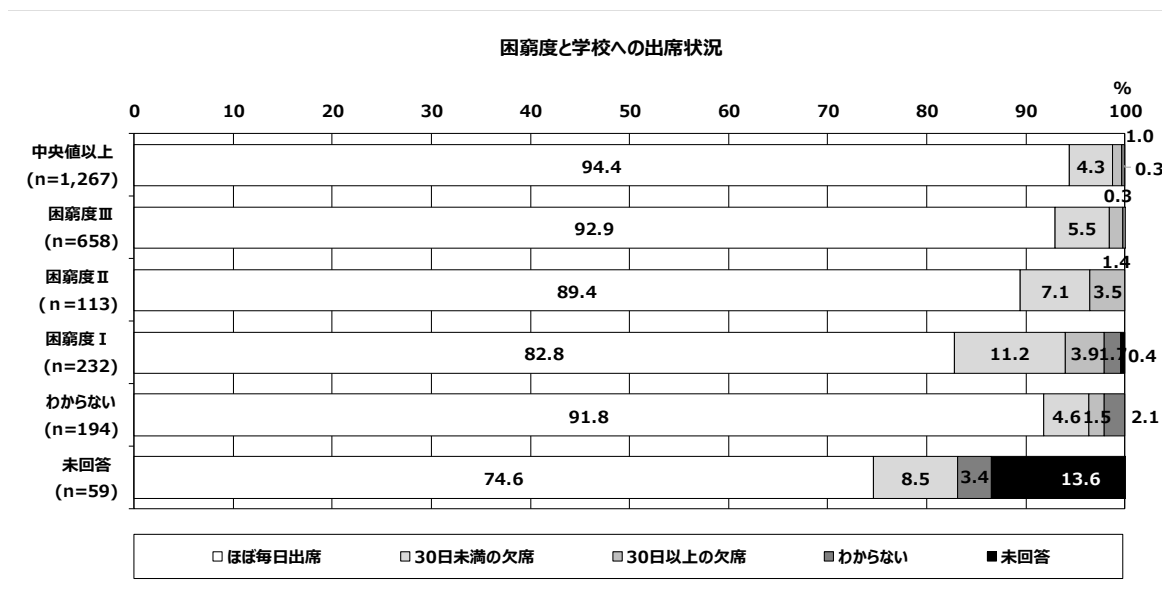
(出典) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出
生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ

(注) 全世帯と生活保護世帯の大学等進学率の算出方法は異なることに注意が必要。

資料：内閣府

(ク) 困窮度と学校への出席状況

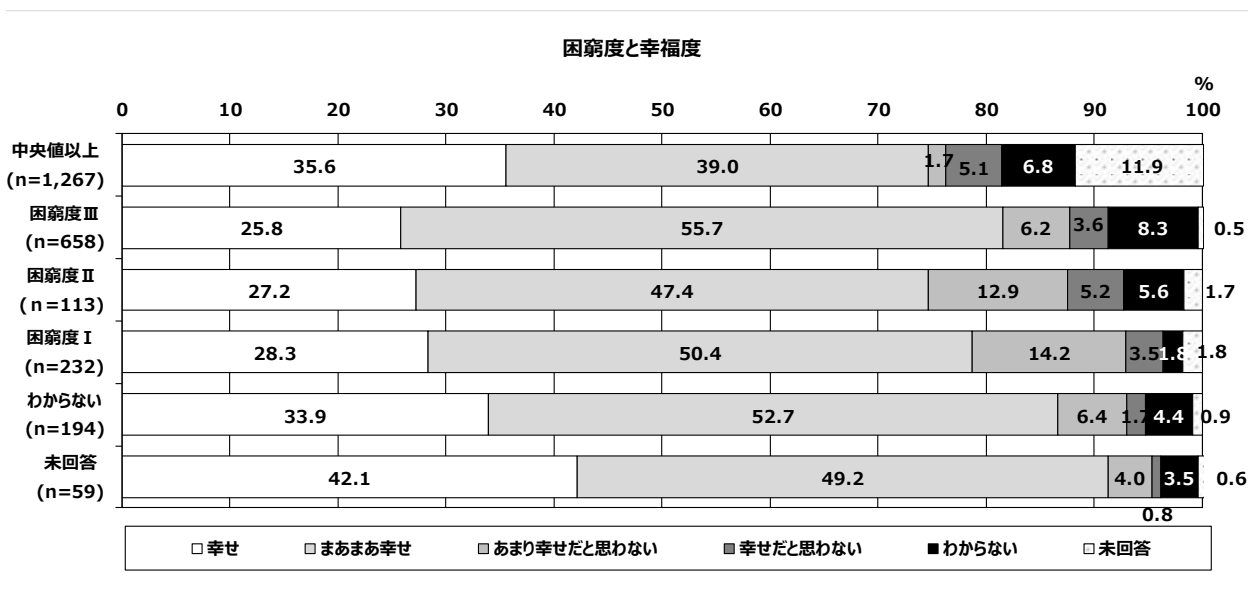
中央値以上の「ほぼ毎日出席」は9割以上となっていますが、困窮度が上がるに従って「ほぼ毎日出席」の割合は減っています。



※保護者の有効回答数 (n=2,523) を母数としています。

(ケ) 困窮度と幸福度

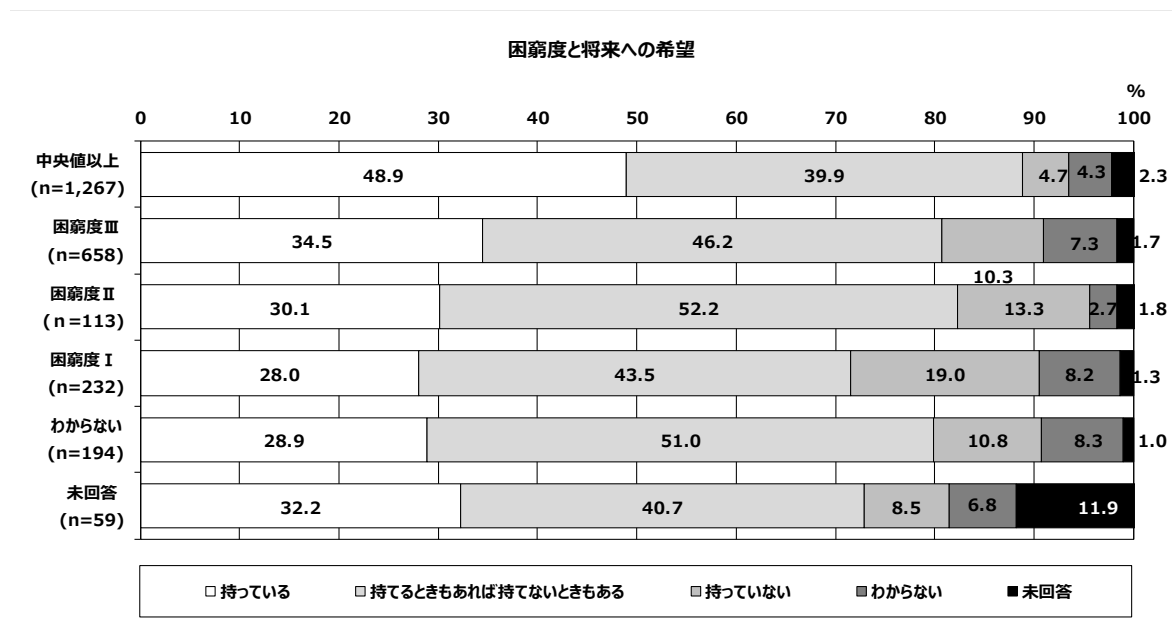
「幸せ」と回答した人の割合は、中央値以上では35.6%となっていますが、困窮度Ⅰでは28.3%と7.3ポイント減っており、困窮度と幸福度との相関関係がうかがえます。



※保護者の有効回答数 (n=2,523) を母数としています。

(イ) 困窮度と将来への希望

中央値以上は約半数の人が「持っている」と回答していますが、困窮度が上がるに従い、「持っている」と回答した人の割合は減っています。

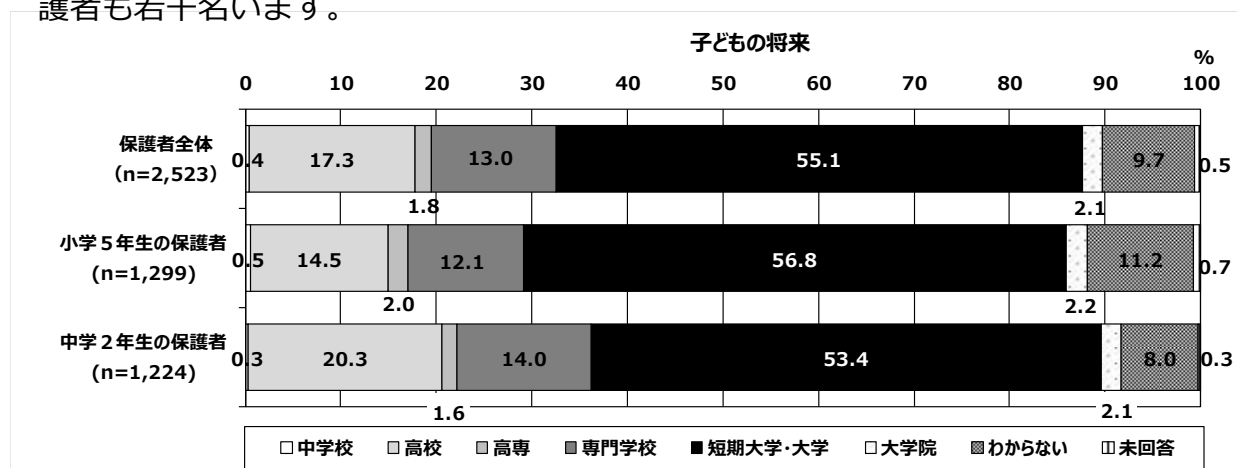


※保護者の有効回答数 (n=2,523) を母数としています。

(ウ) 子どもの将来

保護者が望む子供の将来は、「短期大学・大学」が最も多く、5割を超えており、次いで「高校」が約2割、「専門学校」が約1割の順となっています。

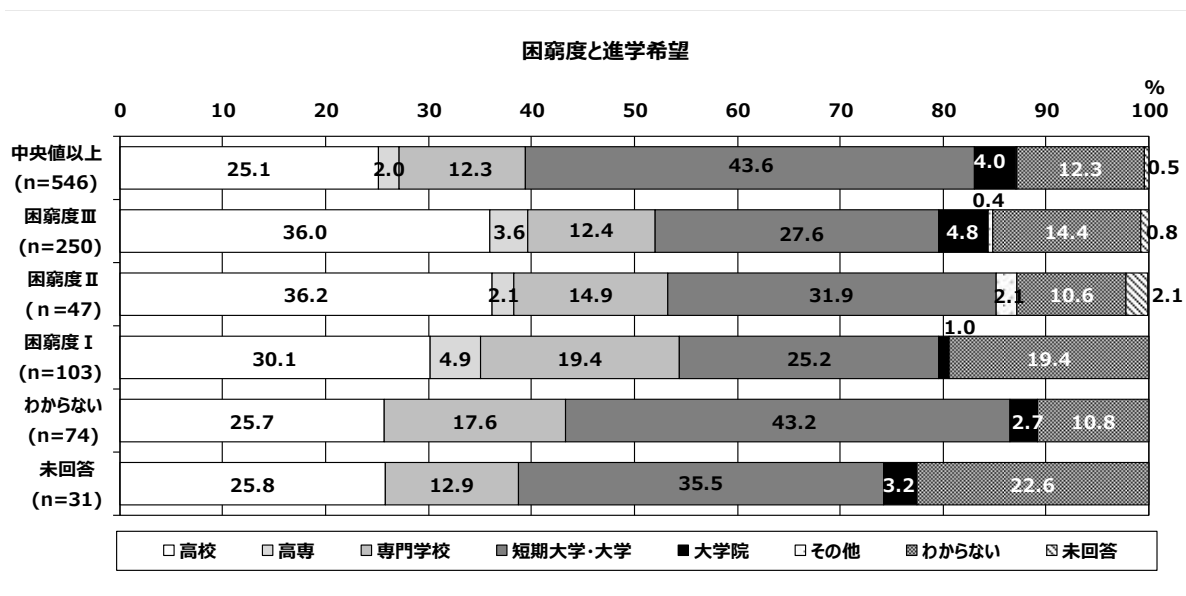
また、「大学院」という回答は全体で2%前後、少数ながら「中学校」と答えた保護者も若干名います。



※保護者の有効回答数 (n=2,523) を母数としています。

(シ) 困窮度と進学希望（中学2年生のみ）

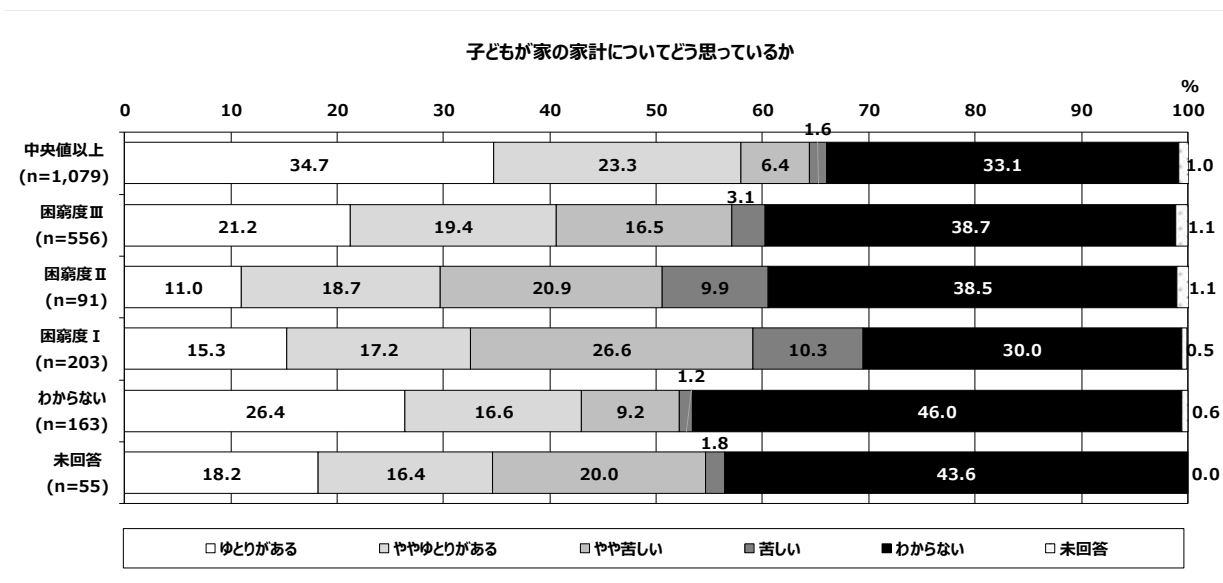
中央値以上は「短期大学・大学」を希望している割合が約4割となっており、困窮度が上がるに従い、その割合は減っています。



※中学2年生の有効回答数（n=1,051）を母数としています。

(ス) 子どもが家の家計についてどう思っているか

子どもが家計についてどう思っているかは、「ゆとりがある」、「ややゆとりがある」の割合が多くなっているのは中央値以上となっており、「苦しい」、「やや苦しい」の割合が多くなっているのは困窮度Ⅰ、困窮度Ⅱとなっています。



※子どもの有効回答数（n=2,527）を母数としています。

(2) 資源量把握調査

①調査の目的

平成 30(2018)年度に関係団体等を対象に意向及び資源量等を把握するため、調査票又はヒアリングによる調査を実施。

②調査対象者

- ・ 民生委員児童委員・子育て支援をしている NPO 法人・民間団体等
- ・ 小・中・義務教育学校
- ・ 行政支援者（保健師、生活保護ケースワーカー、スクールソーシャルワーカー、家庭相談員、母子・父子自立支援員兼婦人相談員、育児支援家庭訪問員）

③調査方法

- ・ 調査票による調査（小山市内の支援団体等に調査票を郵送にて発送・回収する）
- ・ ヒアリングによる調査（選定して調査票に基づきヒアリング調査を行う）

④調査時期

- ・ 平成 31(2019)年 3 月上旬～平成 31(2019)年 3 月中旬

⑤調査結果から見えた現状（資源量把握調査）

(ア)早期発見のための取り組みの強化について

- ・ 子どもの会話で家庭内の状況を把握できることがある。
- ・ 送迎の車の中で、子どもの家庭の状況を聞いている。
- ・ 子どもの体のアザや言動を注意深く見るようにしている。
- ・ 家を訪問したさいに家の状況を見るようにしている。
- ・ 親になかなか連絡がつかない、話が伝わりにくいことがある。
- ・ 約束しても親が知的に低く守れないことがある。

(イ)生活支援の充実について

- ・ 支援家庭には衣服等の臭い・汚れが目立つ子どもが多い。
- ・ 食事のマナーや風呂の入り方が分からない子どもがいる。
- ・ 保護者や子どもに着替えを渡しても、家で着替えることができない。
- ・ 支援家庭には学校を休みがちな子どもや持ち物が揃わない子どもが多い。

(ウ)教育支援に充実について

- ・ 子どもの学力が低い、未集団など、教育学習的な問題が見られる。
- ・ 学校を休みがちであり、勉強はしない。そのため勉強が分からない。
- ・ 勉強が分からないため教材になじまない。
- ・ 支援している子どもは、保護者に褒められたことがない。

(I)保護者の就労支援の充実について

- ・ 就労してない保護者は、働かない・働けない言い訳が多い。
- ・ 保護者に就労指導しても効果が見られない。
- ・ 保護者が自分でハローワークに行く気力がない。
- ・ 子どもを面倒みなくてはいけないため、仕事につけない。

(オ)経済的支援の充実について

- ・ ひとり親家庭に貧困家庭が多い。
- ・ 経済的に苦しい割には金銭感覚がない家庭がある。
- ・ 保護者の就労が不安定である。

(カ)支援体制の整備・充実について

- ・ 関係機関との情報交換会などから、支援家庭の情報交換をしている。
- ・ 支援活動等で関係があった支援団体など連携は広がってきた。
- ・ 個別に相談を受けても支援家庭の全体像が見えてこない。
- ・ 家庭相談員など、行政支援者が少ない。

(キ)子どもの居場所について

- ・ 子ども食堂や生活・学習支援を受けられる場所が少なく感じられる。
- ・ 児童センターのような子どもの集まれる場所が少ない。
- ・ 支援をするにあたって支援学校レベルの児童の対応に苦慮することがある。

(3) 子どもの生活実態調査と資源量把握調査結果からみえた課題

課題1 早期発見のための取り組みの強化

困窮度が高くなるにつれて、学校への出席の割合が減少しています。子どもたちの、心身の健やかな成長には、安心して過ごせる環境が不可欠ですが、相対的貧困層では、保護者の生活不安、生活の乱れ、時間的余裕がないことや、子どもに対して十分な関心を持っていないこと等により、保護者と子どもの関係性が薄くなることがあります。生活が困難な家庭が困窮し、孤立してしまうことのないよう、切れ目ない支援に迅速につなげていけるよう関係機関が密接に連携していくことが必要です。

- ・積極的な家庭訪問の実施
- ・支援家庭との信頼関係を得るためのスタッフの能力向上
- ・子どもの多様化（発達障害等）に対応するための個々にあった支援
- ・子どもの身体に異変を早期に発見できるよう、会話記録等による情報整理
- ・関係機関、各団体等との支援家庭についての情報共有

課題2 生活支援の充実

困窮度が高い家庭ほどひとり親家庭であることがみてとれます。

様々な困難を抱えやすいひとり親家庭には、様々なケースがあるため、それに配慮した施策の立案を講じていかななくてはならないことや、また、生活困難な家庭は複合的に多くの問題が重なっており、その困難が次の世代にもまたがって連鎖してしまうこともあるため、関係機関が連携し、包括的に相談や支援ができる地域づくりを推進していくことが必要です。

- ・子どもの居場所のような生活支援を行う施設の増設
- ・支援家庭の生活環境を整えるために定期的利用できるホームヘルプサービスのような生活支援

課題3 教育支援の充実

困窮度が高くなるにつれて、勉強の理解度が低下しており、また、大学までの進学を希望する子どもの割合も困窮度との相関関係がみてとれます。

困難を抱える子どもたちが、学ぶことを通じて自己肯定感を高め、環境や経済的な理由によって進学をあきらめることがないように、学習や進学を支援することが必要です。

- ・子どもの学力が向上するよう支援体制の強化
- ・学校から子どもの能力に応じた指導助言（情報交換）

課題4 就労支援の充実

正規雇用の約半数が中央値以上の家庭であるのに対して、非正規雇用では困窮度Ⅰが約半数となっており、雇用形態と困窮度との相関関係がみてとれます。

保護者の安定した就労につながるよう支援を充実させていくことが必要です。

- ・就労相談に行けない人を仕事に繋げるための支援
- ・就労するための子どもの一時預り場所の設置
- ・障害を持っている親に対する就労支援
- ・ひとり親に対する就労支援

課題5 経済的支援の充実

児童扶養手当の状況をみると緩やかに減少傾向であるが、平成30(2019)年における受給者数は1,175人となっています。

複合的に問題を抱える家庭や準要保護世帯・ひとり親世帯に対し、生活の安定に向けた給付事業や、個々の状況に応じた経済的支援を提供する体制を整備していく必要があります。

- ・ 支援家庭の保護者に金銭の使い方の指導
- ・ 支援家庭の保護者を就労に繋げるためにハローワークとの連携方法

課題6 支援体制の整備・充実

支援を必要とする子どもや家庭に、切れ目のない確実な支援を届けるために、関係機関等との連携をさらに深め、情報共有しながら必要な支援制度を拡充するため、支援体制を強化する必要があります。

- ・ より支援を強化するために支援団体や地域との連携強化
- ・ 市の政策や支援団体のPRの強化
- ・ 家庭相談員などの増加

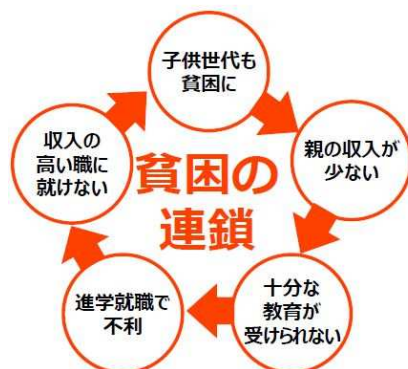
課題7 子どもの居場所

支援を必要とする子どものいる家庭が増えていることから、支援を強化するために生活支援を行う子どもの居場所が不可欠になります。子どもの居場所を充実させるためには、生活支援を行う人材（ボランティア等）や運営を行うための資源を確保することが必要です。

- ・子ども食堂や生活・学習支援を受けられる場所の増加
- ・人材（ボランティア等）や地域との連携強化
- ・慢性的な人手不足の解消
- ・若年層の支援者の掘り起こし

【参 考】

貧困の状況は次世代に連鎖する



経済的な困窮の問題にとどまらず、生活習慣、健康管理、学習意欲、自己肯定感など、様々な影響を及ぼす。

資料：内閣府

3 第1次計画の進捗評価について

(1) 評価基準について

基準	区分	件数
充分効果があった	A	41
やや効果があった	B	13
計画どおりの効果はなかった	C	0
効果なし	D	0
実績なし	E	4

(2) 今後の事業の方向性

基準	区分	件数
継続	A	52
事業を見直し継続	B	3
事業が目的に合わない等の理由のため削除	C	2
事業が達成したため廃止	D	1

(3) 事業評価

①早期発見のための取り組みの強化

No	事業名	平成 30 (2018) 年度実績	評価	方向性
1	ハイリスク妊婦の早期発見	要支援妊婦 469 件 (うち経済的不安のある件数 136 件) 関係機関と連携した件数 16 件	B	A
2	妊産婦訪問指導	妊婦訪問指導 62 件	B	C
3	医療機関と連携した継続支援	医療機関からの依頼件数 198 件	B	A
4	こんにちは赤ちゃん事業	訪問実施率 95.6% 経済的理由で児童福祉部門と連携した数 6 件	B	A
5	乳幼児健康診断	受診率： 乳児健診 99.3%、9M 健康相談 98.3%、 1歳6か月健診 96.0%、3歳児健診 97.1%	B	A
6	産後ケア事業の実施【新規】	利用回数 439 回	B	A
7	育児支援家庭訪問事業	育児支援家庭訪問回数 765 回	A	A
8	子育て支援総合相談事業	来所相談 3,370 件、電話相談 261 件 計 3,631 件	A	A

9	子育てひろば ・すまいる（常設）子育て支援総合センター ・にっこりちゃん（出張）桑市民交流センター ・思川等9カ所	延べ利用者数 8,390人 4,458人 14,923人	A	C
10	保育所入所時面接・入所後相談	児童虐待や貧困問題等を発見した場合、速やかに子育て包括支援課へ繋げた。	A	A
11	幼稚園等での相談	民間施設から児童虐待や貧困問題等の連絡を受けた場合、速やかに子育て包括支援課へ繋げた。	A	A
12	小・中学校での相談	外国人学びの教室 13回	B	A
13	スクールソーシャルワーカーによる巡回相談	子育て家庭生活相談 開催数 24回、相談人数 26人	A	A
14	家庭児童相談	新規相談件数 230件（内虐待相談件数 145件）	A	A
15	ひとり親家庭自立支援相談	実相談件数 375件、延べ相談件数 1,275件	A	A
16	地域との連携による早期発見	虐待防止講演会参加人数 350人	A	A
17	コミュニティソーシャルワーカーの配置・総合相談事業	総合相談(18歳未満の子がいる世帯) 64件	A	B
18	子育て包括システムの構築	関係機関が連携し、リスクの高い世帯を早期発見、支援に繋げた。	B	A (統合)

②生活支援の充実

No	事業名	平成 30（2018）年度実績	評価	方向性
19	要支援児童生活応援事業	登録人数 シリウス 14人、おひさま 13人 参加延べ人数 シリウス 863人、おひさま 866人	A	A
20	子どもの貧困撲滅支援センター・生活応援事業	料理教室 開催数 10回、参加人数 83人	A	A
21	養育支援員派遣事業	訪問世帯 0件、訪問件数 0件	B	A
22	フードドライブ【新規】	回収食品 84個	A	A
23	「フードバンク」と連携した食料支援	食料支援 子育て世帯 29世帯、子育て世帯延べ件数 34件	A	A
24	どんぐり基金 子育て応援緊急食糧等支援事業	子育て世帯に対する食料購入費用支給 8件	A	A
25	生活福祉資金（県社協）の貸付	県社協生活福祉資金貸付(子育て世帯) 3件	A	A
26	緊急生活一時資金（市社協）の貸付	緊急生活一時資金貸付(子育て世帯) 子育て世帯 18件、延べ件数 18件	A	A

27	緊急生活一時資金（市社協）の貸付 要件緩和事業	保証人要件緩和(子育て世帯) 2件	A	A
28	どんぐり基金 子育て応援緊急給 付金支給事業	どんぐり基金子育て応援緊急給付金支給 (子育て世帯) 9件	A	A
29	子ども食堂【新規】	ゆめまち開催数 24回 来場者(人) 子ども 982人、大人 550人 計 1,532人	A	A

③教育支援の充実

No	事業名	平成 30 (2018) 年度実績	評価	方向性
30	学びの教室	学びの教室開催数 22回 (延べ人数 863人)	A	B
31	子どもの貧困撲滅学習支援事業	学びの教室開催数 22回	A	B
32	就学援助(準要保護)	準要保護者の認定 小学校+H29~義務前期 474人 中学校+H29~義務後期 295人	A	A
33	奨学金制度	小山市奨学金 2人 おやまふるさとみらい奨励金 3人	B	A
34	中学校等による放課後等補習	全中学校・義務教育学校において、参加生徒は熱心に取り組んだ。外国人生徒適応指導教室において、学びの機会を提供した。	A	A
35	スクールソーシャルワーカーによる学校と福祉の連携調整	送迎支援 22件	A	A

④就労支援の充実

No	事業名	平成 30 (2018) 年度実績	評価	方向性
36	生活困窮者の就労支援	就労相談 82件	A	A
37	ひとり親家庭の就労支援	登録者数 13人、支援実績 9人	A	A
38	ひとり親家庭高等職業訓練促進給 付金事業	受給者 11人	A	A
39	ひとり親家庭自立支援教育訓練給 付金事業	受給者 3人	A	A
40	ひとり親家庭高等学校卒業程度認 定試験合格支援事業【新規】	受給者 0人	E	A

⑤経済的支援の充実

No	事業名	平成 30 (2018) 年度実績	評価	方向性
41	児童扶養手当	受給者 1,175 人	A	A
42	ひとり親医療費助成制度	受給者資格者数 3,683 人、助成件数 17,517 人	A	A
43	栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付	貸付件数 8 件	A	A
44	ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成	依頼会員(全体)714 人 (ひとり親 37 人) 利用件数(全体)1,962 件 (ひとり親家庭 188 件)	A	A
45	ひとり親家庭学童保育料助成	交付人数 198 人	A	A
46	ひとり親家庭の保育料免除	幼稚園園奨励金 51 人	A	A
47	こども医療費助成制度	受給者資格者数 25,616 人、 助成件数 303,009 件	A	A
48	幼児教育・保育の無償化【新規】	2019 年 10 月から実施	E	A
49	子どもの貧困撲滅支援センター	5 か所に設置。子育て家庭生活相談(No.13)、 生活応援事業(No.20)等を実施。	E	A (統合)

⑥支援体制の整備・充実

No	事業名	平成 30 (2018) 年度実績	評価	方向性
50	スクールソーシャルワーカーによる相談支援	相談件数 162 件	A	A
51	子どもをサポートする人材の育成	開催数 1 回(地域支援会議にて開催)	B	A
52	地域支援会議	開催数 3 回	B	A
53	要保護児童等対策地域協議会	開催数(代表者会議 2 回、実務者会議 4 回、 個別会議 12 回)	A	A
54	子どもの貧困撲滅プロジェクト	開催数 3 回	A	A
55	子どもの貧困・虐待防止対策本部評定	開催数 3 回	A	A
56	第 2 次小山市子どもの貧困撲滅 5 年計画策定に基づく調査	子ども生活実態調査実施	A	D
57	子育て包括システムの構築【新規】	子育て世代包括支援センターの設置 0 件	B	A
58	幼稚教育・保育施設等の整備事業【新規】	増加する保育ニーズに対応できるよう保育の受け皿の拡大を図ると共に、認定こども園の普及を図った。	E	A

※ (統合) 類似している事業については、内容を統合し評価しました。

(4) 第1次計画の進捗状況

方針	事業名	指標	2014年度実績	2019年度目標値	2019年度実績見込	達成率(%)
早期発見	子育てひろば事業	子育てひろばの開設数(常設)	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	100
		子育てひろばの開設数(特設)	7ヶ所	8ヶ所	8ヶ所	100
生活支援	要支援児童生活応援事業	要支援児童生活応援事業実施施設数	1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	100
	養育支援員派遣事業	養育支援員派遣回数	50回	100回	10回	10
	フードバンクとちぎと連携した食料支援	フードバンクとちぎと連携した食料支援	開始	連携支援強化	連携支援強化	100
教育の支援	学びの教室	学びの教室実施施設数	0ヶ所	5ヶ所	7ヶ所	140
	中学校等による放課後等補習	中学校等による放課後等補習実施校	6校	11校	11校	100
経済的支援	ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成	ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成	未実施	実施	実施	100
支援体制の整備・充実	子どもの貧困撲滅支援センター	子どもの貧困撲滅支援センター設置施設数	0ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	100
	スクールソーシャルワーカーによる相談支援	スクールソーシャルワーカーの設置人数	0名	2名	3名	150

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもの現在と未来が 生まれ育った環境によって
左右されることのない 社会を目指す 小山

日本の子どもたちは、将来を担う宝であり私たちの夢であり希望です。

子どもたちには、元気にすこやかに育って、明るい未来を築いてもらえることが私たちの願いです。

しかし、経済的な問題や生まれ育った環境により、日々の生活で手一杯になり、よい将来が想像できずに夢や希望を持たない子どもたちが存在します。子どもの貧困は実態が見えにくく、把握が難しいという特徴があり、将来的には、その子ども自身のみならず社会全体にとっても大きな損失となるものです。

貧困は生まれた時からはじまっています。本計画では、将来を担う大切な人材である子どもたちが、その生まれ育った環境に関わらず心豊かに育ち、自身の可能性を信じて前進し、明るい未来を切り開いていけるように、学校、地域、行政が一体となって貧困撲滅に向けて取り組んでいきます。

2 計画の基本方針

1 早期発見のための取り組みの強化



妊娠期から 18 歳までの各年代を対象に、生活に困難を抱えている子どもや家庭の早期発見、そして、適切な支援につなげていけるよう地域・学校・関係団体・行政等の専門機関の連携を強化し、切れ目ない支援を推進します。

2 生活支援の充実



貧困を抱える家庭に必要な支援が届くよう、子どもの生活応援事業や、経済的な支援を行い、子どもたちやその家庭が、安心して生活していけるよう体制の充実を図ります。

3 教育支援の充実



子どもたちが家庭環境や経済的状況にかかわらず、各々の能力や可能性を伸ばせるように、子どもの家庭状況に応じた学習環境を整備し、基礎学力の定着や学習意欲の向上等を図ります。

4 就労支援の充実



保護者が安心して就労できるよう子育て支援の充実を図るとともに、保護者の安定した就労につながる支援や家計の安定を図るための支援等により、家庭の経済的不安定さを和らげ、生活基盤の安定を図ります。

5 経済的支援の充実



子どもやその家族が安心して暮らしていけるよう、経済的負担の軽減を図り、生活実態やニーズ等を効果的に踏まえ、それぞれの生活状況に応じた手当の支給等を行い、貧困防止に努めます。

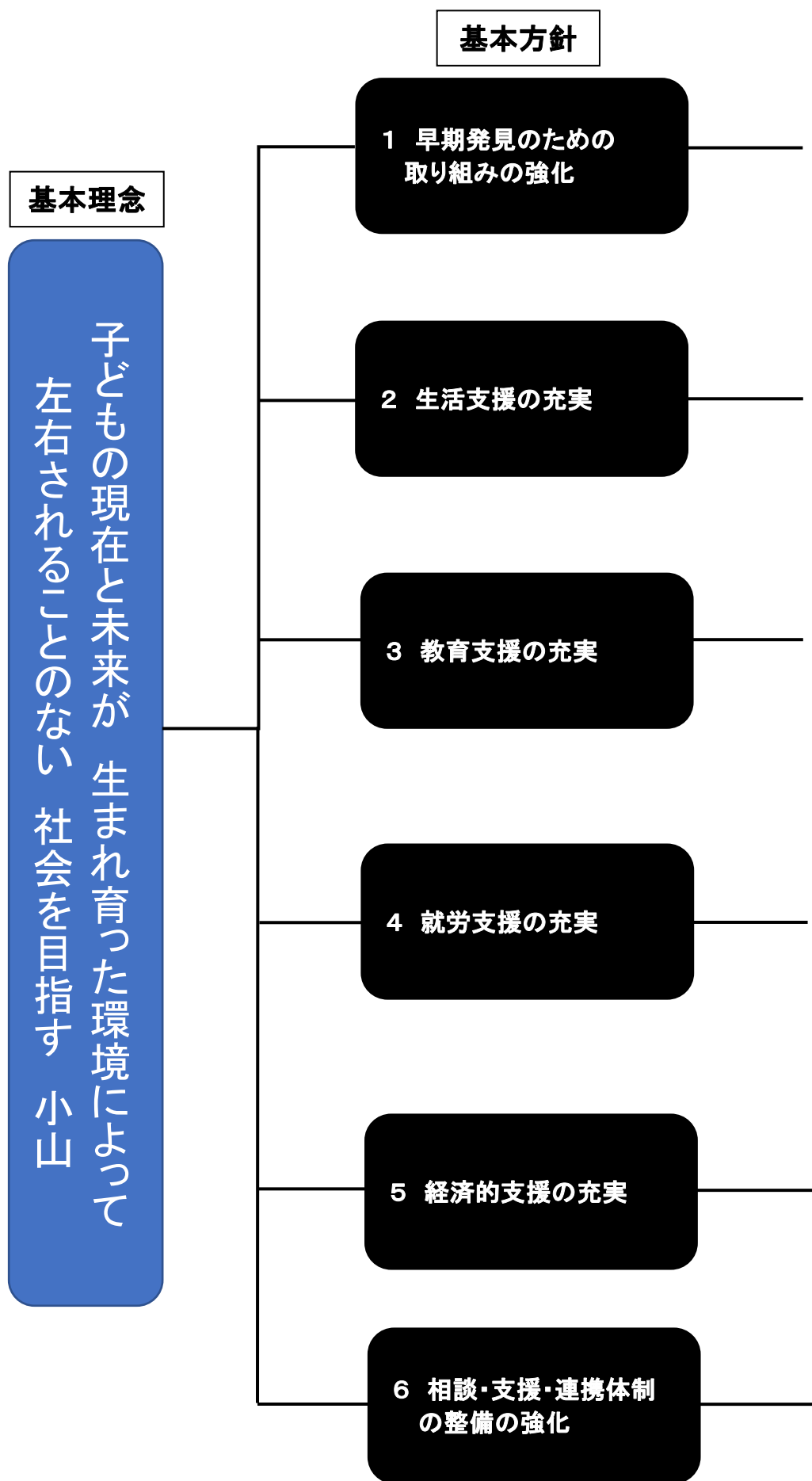
6 相談・支援・連携体制の整備の強化



子どもの成長や状況の変化により、制度からもれてしまうことのないよう、全庁的な支援体制づくりを推進していくことはもとより、地域の各種支援団体を含め、地域全体で子どもを見守る包括的な体制整備に努めます。

※SDGs(持続可能な開発目標)のゴールを示すアイコン(資料編60項参照)

3 計画の体系



施策

- 1 ●こんにちは赤ちゃん事業 2 母子健康手帳交付時における妊婦支援事業
 3 医療機関と連携した継続支援 4 乳幼児健診・相談事業 5 産後ケア事業
 6 育児支援家庭訪問事業 7 子育て支援総合相談事業
 8 保育園(所)・認定こども園入園(所)申込時面接 9 小・中学校での相談
 10 スクールソーシャルワーカーによる巡回相談 11 家庭児童相談
 12 ひとり親家庭自立支援相談 13 地域との連携による早期発見 14 総合相談事業

- 15 ◎家計相談自立支援事業 16 ●「フードバンク」と連携した食料支援
 17 ●要支援児童生活応援事業 18 子どもの貧困撲滅支援センター・生活応援事業
 19 養育支援員派遣事業 20 フードドライブ
 21 どんぐり基金子育て応援緊急食糧等支援事業
 22 どんぐり基金子育て応援緊急給付金支給事業 23 生活福祉資金(県社協)の貸付
 24 緊急生活一時資金(市社協)の貸付 25 緊急生活一時資金(市社協)の貸付要件緩和事業
 26 市営住宅優先入居 27 子ども食堂

- 28 ◎ひとり親家庭の高校生通学費助成事業 29 ◎制服バンク
 30 ●未来につなげる学習支援事業 31 中学校等による放課後等補習
 32 就学援助(準要保護) 33 奨学金制度
 34 スクールソーシャルワーカーによる学校と福祉の連携調整

- 35 ◎企業・団体との連携による子どもの就労支援 36 生活困窮者の就労支援
 37 ひとり親家庭の就労支援 38 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業
 39 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業
 40 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

- 41 ●幼児教育・保育の無償化
 42 ●低所得者世帯等に対する副食費免除事業
 43 ●こども医療費助成制度 44 児童扶養手当 45 ひとり親医療費助成制度
 46 栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付 47 ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成
 48 ひとり親家庭学童保育料助成 49 ひとり親家庭の保育料免除

- 50 ◎母子健康包括支援センター整備運営事業
 51 ◎子ども家庭総合支援拠点整備運営事業
 52 スクールソーシャルワーカーによる相談事業 53 子どもをサポートする人材の育成
 54 地域支援会議 55 要保護児童等対策地域協議会
 56 子どもの貧困撲滅プロジェクト 57 子どもの貧困・虐待防止対策本部評定
 58 幼児教育・保育施設等の整備支援

第4章 計画の推進

1 早期発見のための取り組みの強化

方向性

貧困の問題は実態がみえにくく、自らSOSを出さずに社会的孤立に陥り、深刻化することも考えられます。早い段階でそのサインをキャッチし、迅速に問題解決を図ることが重要です。そのためには、子どもが生まれる前から、出産、就学前、就学児と切れ目なく見えにくい貧困状態にある家庭に目を向け、支援の手をさしのべられるよう、関係機関と連携を図りながら早期発見のための施策を講じます。

1	事業名	【重点】 こんにちは赤ちゃん事業	SDGs:1.3.5
	担当課	健康増進課	
	事業概要	生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を母子保健訪問指導員または保健師が訪問し、支援が必要な家庭に対し適切なサービスの提供につなげ、虐待の未然防止を図ります。また、訪問状況から経済的困難を抱える家庭については、必要時関係課と連携し、養育状況の悪化を防ぐよう努めます。	
	実績と計画	現状【H30(2018)年度】 訪問実施率(%) 95.6% 経済的理由で児童福祉部門と連携した数(件) 6件	計画【R6(2024)年度】 訪問実施率(%) 100%

2	事業名	母子健康手帳交付時における妊婦支援事業	SDGs:1.3.5
	担当課	健康増進課	
	事業概要	母子健康手帳交付時に、全妊婦にアンケートを実施し、保健師等による面接相談を通し、支援が必要な妊婦(家庭)の早期発見及び支援に努めます。アンケートや面接状況から経済的困難を抱える家庭については、必要時関係課と連携し、養育状況の悪化を防ぐよう努めます。	
	実績と計画	現状【H30(2018)年度】 要支援妊婦(件) 469件 うち経済的不安のある件数(件) 136件 関係機関と連携した件数(件) 16件	計画【R6(2024)年度】 要支援妊婦支援率 100% (現状値 85.7%)

3	事業名	医療機関と連携した継続支援	SDGs:1.3.5
	担当課	健康増進課	
	事業概要	医療機関からの継続支援依頼に基づき、支援が必要な乳幼児・妊産婦・産褥婦や家族に対して、保健師が訪問等を行い、市と医療機関が相互に情報交換し、円滑な社会生活が送れるよう支援します。経済的困難を抱える家庭については、必要時関係課と連携し、養育状況の悪化を防ぐよう努めます。	

4	事業名	乳幼児健診・相談事業	SDGs:1.3.5
	担当課	健康増進課	
	事業概要	乳幼児期の節目の時期（乳児（4～6ヶ月児）・9ヶ月児・1歳6ヶ月児・3歳児）に児の発達状況や保護者の養育状況、悩み等確認し、保健師による継続的な支援や関係機関との連携支援につなげます。問診や保健指導面で経済的困難を抱える家庭については、必要時関係課と連携し、養育状況の悪化を防ぐよう努めます。	

5	事業名	産後ケア事業	SDGs:1.3.5
	担当課	健康増進課	
	事業概要	産婦健康診査での産後うつスクリーニングの結果等をふまえ、産後うつ予防の一環として、産後ケア事業を実施します。具体的には、産科医療機関等を宿泊又は日帰り等で利用し、助産師等から心身のケアや乳房ケア等をうけることで、産後間もない母親の身体的回復や心理的な安定を図ります。生活保護世帯や市民税非課税世帯の利用料の負担を軽減することで、すべての産婦にとって利用しやすいサービスとします。	

6	事業名	育児支援家庭訪問事業	SDGs:1.3.5.16
	担当課	子育て包括支援課	
	事業概要	養育支援が必要でも、相談に来られない家庭の親子を対象に保育士等の資格を持つ「育児支援家庭訪問員」が訪問し、相談に応じます。生活困窮等の状況を把握した場合、関係機関につなげます。	
	実績と計画	現状【H30(2018)年度】	計画【R6(2024)年度】
		育児支援家庭訪問回数（回） 439回	400回

7	事業名	子育て支援総合相談事業		SDGs:1.3.5.16
	担当課	子育て包括支援課		
	事業概要	子育て支援相談室ほほえみにおいて、年末・年始を除く 359 日、保育士等の資格を持つ子育て支援総合相談員が、個々の子育て家庭に応じた情報提供や相談に応じます。経済的困窮の相談については関係機関につなげます。		
	実績と計画	現状【H30(2018)年度】		計画【R6(2024)年度】
来所相談(件)		3,370 件	来所相談(件)	3,500 件
	電話相談(件)	261 件	電話相談(件)	270 件
	合計(件)	3,631 件	合計(件)	3,770 件

8	事業名	保育園(所)・認定こども園入園(所)申込時面接		SDGs:1.4.5
	担当課	こども課		
	事業概要	保育園(所)・認定こども園の入園(所)申込面接時等において、家庭状況の聞き取り及び児童観察を行ない、児童虐待や家庭の貧困問題等を発見した時は、速やかに子育て包括支援課に相談・通告し問題解決を図ります。		

9	事業名	小・中学校での相談		SDGs:1.3.4.5
	担当課	学校教育課		
	事業概要	児童生徒の悩みや不安を、学校生活の様子や保護者からの相談等により教職員が早期に発見し、関係機関と連携を図るなどして、早期対応に努めます。		
	実績と計画	現状【H30(2018)年度】		計画【R6(2024)年度】
外国人学びの教室(回)		13 回	14 回	

10	事業名	スクールソーシャルワーカーによる巡回相談		SDGs:1.3.4.5
	担当課	子育て包括支援課		
	事業概要	スクールソーシャルワーカーが学校を定期的に巡回するほか、公民館・出張所での「子育て家庭生活相談」の開催、訪問、子育て包括支援課での窓口・電話相談等により貧困等の問題の早期発見・早期対応に結びつけます。		
	実績と計画	現状【H30(2018)年度】		計画【R6(2024)年度】
子育て家庭相談(開催数)		24 回	子育て家庭相談(開催数)	24 回
	(相談人数)	26 人	(相談人数)	26 人

11	事業名	家庭児童相談	SDGs:1.3.5.16
	担当課	子育て包括支援課	
	事業概要	0～18歳未満の子どもとその家庭を対象に、子育てや家庭の相談に応じ、虐待の未然防止・根絶を目指すとともに、貧困状態にある家庭について、スクールソーシャルワーカーと連携を図りながら、必要な助言や援助を行います。	

12	事業名	ひとり親家庭自立支援相談	SDGs:1.5.8
	担当課	子育て包括支援課	
	事業概要	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の相談に応じ、個々の家庭の実状にあわせた自立支援プログラムを策定し、自立に向けた支援を行います。	

13	事業名	地域との連携による早期発見	SDGs:1.3.5.16
	担当課	子育て包括支援課	
	事業概要	民生委員児童委員、地区社協、自治会等、地域からの支援を要する家庭の連絡により、ソーシャルワーカーや家庭相談員が相談に応じ必要な支援制度につなげます。	
	実績と計画	現状【H30(2018)年度】	計画【R6(2024)年度】
	虐待防止講演会(人)	350人	虐待防止講演会(人) 350人

14	事業名	総合相談事業	SDGs:1.3.5
	担当課	社会福祉協議会	
	事業概要	複雑・多様な生活課題を抱える要援護者の個別支援や地域の困りごとに関する相談を受ける中で、子育て世帯の貧困問題を早期に発見し、行政や関係機関、団体と連携し、必要な支援制度につなげると共に、自立を促す支援を行います。	

2 生活支援の充実

方向性

生活困窮により、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持に影響を及ぼしたり、社会的孤立を深刻化させることのないよう、個々の状況に応じた支援が必要です。

支援を要する子どもを対象とした居場所づくり、望ましい生活習慣や食育の支援、保護者の子育てと就業の両立支援、特にひとり親家庭の日常生活支援や育児支援等に取り組めます。

また、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の食料支援や生活をつなぐための支援の充実を図ります。

15	事業名	【新規】家計相談自立支援事業	SDGs:1.3.4.5
	担当課	子育て包括支援課	
	事業概要	支援の必要な家庭の収入で生活出来るよう家計の見直し等、経済的自立に向けた支援を行います。	

16	事業名	【重点】「フードバンク」と連携した食料支援	SDGs:1.2
	担当課	社会福祉協議会	
	事業概要	フードバンクや善意銀行事業と連携し、生活困窮世帯に対して食料を現物で提供することで、世帯の安全・安心な生活の確保に努めます。善意銀行事業において市民から米等の食料の寄付を受入れ、対象世帯に提供することで、市民全体の助け合いの意識づくりを進めてまいります。市フードドライブにおいて寄付のあった食料品を、フードバンクとちぎを通して受け入れることにより、さらなる食料品の充実を図ります。	

17	事業名	【重点】要支援児童生活応援事業	SDGs:1.2.3.4.5.16
	担当課	子育て包括支援課	
	事業概要	養育放棄（ネグレクト）や貧困等の状況にある要支援児童に居場所を提供し、食事、入浴、学習などの支援を行い、基本的な生活習慣を習得させ心身の健全な成長を促します。	
	実績と計画	現状【H30(2018)年度】 施設数 2 ヶ所	計画【R6(2024)年度】 施設数 3 ヶ所

18	事業名	子どもの貧困撲滅支援センター・生活応援事業	SDGs:1.4.5
	担当課	子育て包括支援課	
	事業概要	公民館・出張所で、簡単な調理活動を行い、望ましい食習慣の形成を促します。	
	実績と計画	現状【H30(2018)年度】	計画【R6(2024)年度】
料理教室(開催数) 10回 参加人数(人) 83人		料理教室(開催数) 12回 参加人数(人) 120人	

19	事業名	養育支援員派遣事業	SDGs:1.3.5.16
	担当課	子育て包括支援課	
	事業概要	経済的に困窮している子育て家庭や、育児負担を抱えている家庭に対し、養育支援員を派遣し、家事支援や育児支援を実施します。	
	実績と計画	現状【H30(2018)年度】	計画【R6(2024)年度】
訪問世帯 0世帯 訪問件数 0件		訪問世帯 5世帯 訪問件数 5件	

20	事業名	フードドライブ	SDGs:1.2
	担当課	環境課、福祉課、子育て包括支援課	
	事業概要	家庭で食べきれず、眠っている食品を市民の皆様から持ち寄っていただき、NPO法人「フードバンクとちぎ」の協力のもと、食べ物に困っている人や子ども食堂等に提供します。	

21	事業名	どんぐり基金子育て応援緊急食糧等支援事業	SDGs:1.2
	担当課	社会福祉協議会	
	事業概要	緊急一時的に生計の維持が困難な状況に陥った世帯に対し、食料等の購入費を支給することで、世帯の安全・安心な生活を確保するための支援を行います。	

22	事業名	どんぐり基金子育て応援緊急給付金支給事業	SDGs:1.2
	担当課	社会福祉協議会	
	事業概要	止むを得ぬ事情により生計の維持が困難な状況に陥った世帯に対し、世帯の安全・安心な生活を確保するために、給付金の支給による支援を行います。	

23	事業名	生活福祉資金（県社協）の貸付	SDGs:1.2
	担当課	社会福祉協議会	
	事業概要	低所得世帯、身体障がい者世帯、失業などにより生活が困難な世帯を対象に、世帯の経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的に、県社協が実施主体の貸付事業です。小山市社協では、貸付の窓口、予備審査、償還指導などの事務を所管し、貧困世帯や行政など関係機関からの相談に対し適切な助言・指導を行うことで、世帯の自立に向けた支援を行っています。	

24	事業名	緊急生活一時資金（市社協）の貸付	SDGs:1.2
	担当課	社会福祉協議会	
	事業概要	低所得世帯で他から借受けることの困難な世帯に対し、緊急一時的な生活費の貸付を行うことで、世帯の経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的に実施します。	

25	事業名	緊急生活一時資金（市社協）の貸付要件緩和事業	SDGs:1.2
	担当課	社会福祉協議会	
	事業概要	緊急生活一時資金（市社協）の貸付について、貸付に必要な保証人要件を緩和することにより、緊急一時的に生計の維持が困難な状況に陥った世帯に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図り、子どもの健やかな成長の支援を目的に実施します。	

26	事業名	市営住宅優先入居		SDGs:1.5
	担当課	建築課		
	事業概要	市営住宅の申込みの際に、ひとり親世帯については、優先住宅と一般住宅の申込みができますので、今後も同様な運用を行います。		
	実績と計画	現状【H30(2018)年度】	計画【R6(2024)年度】	
		各（年4回の）申し込み期間で、1戸をひとり親の優先住宅として指定します。	各（年4回の）申し込み期間で、1戸をひとり親の優先住宅として指定します。	

27	事業名	子ども食堂	SDGs:1.2.5
	担当課	子育て包括支援課	
	事業概要	児童の孤食対策として子ども食堂を開設している活動するNPO法人を支援します。	

3 教育支援の充実

方向性

家庭の経済状況にもかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受けて、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ総合的に対策を推進することが求められています。学校、行政、地域の連携による教育の支援等に取り組みます。

28	事業名	【新規】ひとり親家庭の高校生通学費助成事業		SDGs:1.4.5
	担当課	子育て包括支援課		
	事業概要	ひとり親家庭の高校生の保護者を対象に通学定期券購入費の一部を助成することで、経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境作りの推進を目的に実施します。		
	実績と計画	現状【H30(2018)年度】	計画【R6(2024)年度】	
		—	150名	

29	事業名	【新規】制服バンク		SDGs:1.4
	担当課	子育て包括支援課		
	事業概要	中学校卒業等で不要になった制服をもらいうけ、経済的な理由から制服を用意出来ない家庭の子どもに提供するボランティア団体を支援します。		

30	事業名	【重点】未来につなげる学習支援事業		SDGs:1.4.5
	担当課	子育て包括支援課		
	事業概要	生活困窮世帯の児童が自身の持つ能力を活かすことができるよう、高等学校等の進学に向けて学習支援に取り組みます。		

31	事業名	中学校等による放課後等補習		SDGs:1.4.5
	担当課	学校教育課		
	事業概要	各校において中学生(義務教育学校後期課程含む)を対象とした補習を、教職員働き方改革とのバランスを図りながら夏季休業中や放課後等を活用して実施します。		

32	事業名	就学援助（準要保護）		SDGs:1.4
	担当課	教育総務課		
	事業概要	経済的理由のため就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とし、給食費や学用品費の一部を援助します。		
	実績と計画	現状【H30(2018)年度】	計画【R6(2024)年度】	
準要保護者の認定(小学校+H29～義務前期(人)) 474人 (中学校+H29～義務後期(人)) 295人		準要保護者の認定 小学校(人) 490人 中学校(人) 310人		

33	事業名	奨学金制度		SDGs:1.4
	担当課	教育総務課		
	事業概要	経済的理由により就学困難な高校生～大学生に奨学金を貸与します。「小山市奨学金」と「おやまふるさとみらい奨学金」の2種類があり、「おやまふるさとみらい奨学金」は卒業後、一定期間、小山市内に居住することで、返還を一部または全部を免除します。		
	実績と計画	現状【H30(2018)年度】	計画【R6(2024)年度】	
小山市奨学金(人) 2人 おやまふるさとみらい奨学金(人) 3人		小山市奨学金(人) 10人 おやまふるさとみらい奨学金(人) 10人		

34	事業名	スクールソーシャルワーカーによる学校と福祉の連携調整		SDGs:1.4.5
	担当課	子育て包括支援課		
	事業概要	貧困状況にある子どもを、公民館を単位とした学習支援や就学援助等の支援に円滑につないでいきます。		

4 就労支援の充実

方向性

保護者の就労支援は、労働によって一定の収入を得て生活の安定を図るうえで重要です。また収入面のみならず、家庭がゆとりを持って子どもと接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子に示すことにより子どもが労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義があり、保護者の就労支援の充実に加え子どもの就労支援が求められています。

生活困窮者やひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活状況や就業への意欲等の個々の状況に応じた、自立に向けた相談や学び直しの支援、仕事と子育ての両立のための支援等により就労支援を推進します。

35	事業名	【新規】企業・団体との連携による子どもの就労支援	SDGs:1.4.5.8
	担当課	子育て包括支援課	
	事業概要	貧困や DV、ネグレクト等で居場所のない子どもたちを支援する NPO 法人等と連携し、子どもたちと企業・団体との交流及び職場体験学習を通して、将来、体験した職場で仕事したいという子どもたちの夢と希望が実現できるよう子どもの就労支援活動を行う NPO 法人を支援します。	

36	事業名	生活困窮者の就労支援	SDGs:1.5.8
	担当課	福祉課	
	事業概要	生活保護世帯の就労支援に加え、生活困窮の相談者に対し、就労支援を実施します。	

37	事業名	ひとり親家庭の就労支援	SDGs:1.5.8
	担当課	子育て包括支援課	
	事業概要	自立支援プログラムを策定し、資格取得促進のための事業紹介やハローワークと連携した就労支援を行います。	

38	事業名	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業	SDGs:1.4.8
	担当課	子育て包括支援課	
	事業概要	就職に結びつきやすい各種資格（看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等）を取得するため養成機関に修学する市内在住のひとり親家庭の母及び父に対し、修学期間中における生活費等の負担を軽減するため、給付金を支給します。	

39	事業名	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	SDGs:1.4.8
	担当課	子育て包括支援課	
	事業概要	ひとり親家庭の母及び父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、ひとり親家庭の自立を図ることを目的として、雇用保険制度の一般教育訓練講座として登録のある講座等を受講した場合に、受講費用の一部を支給します。	

40	事業名	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	SDGs:1.4.8
	担当課	子育て包括支援課	
	事業概要	ひとり親家庭の就労による自立を支援するために、中学卒のひとり親家庭の親・子が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し受講を修了した場合、また、認定試験に合格した場合に受講料の一部を支給することにより、ひとり親家庭の就労を促進し、子どもの貧困撲滅を推進します。	

5 経済的支援の充実

方向性

経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付け、子どもの貧困対策を進めるに当たっては、生活保護や各種手当などの給付や貸与、支援サービスを組み合わせて提供し、子どもの貧困対策に重要な条件として確保していく必要があるといわれています。経済的支援が必要な家庭に、個々の状況に応じて円滑に各種サービスの提供ができるよう努めます。

41	事業名	【重点】幼児教育・保育の無償化	SDGs:1.4
	担当課	こども課	
	事業概要	3歳から5歳までの幼稚園・認定こども園・保育園（所）などに通う子の利用料（食材料費、通園送迎費などを除く）及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子の利用料を無償化します。	

42	事業名	【重点】低所得者世帯等に対する副食費免除事業	SDGs:1.4
	担当課	こども課	
	事業概要	低所得者世帯（360万円未満相当）及び扶養している18歳未満の子から数えて第3子以降の幼稚園・認定こども園・保育園（所）に通う児童について、副食費の免除・補助を行います。	

43	事業名	【重点】こども医療費助成制度	SDGs:1.2.3
	担当課	子育て包括支援課	
	事業概要	こどもの医療費の保険適用分を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減し、こどもの病気の早期発見・治療を促し、健全育成を図ります。中学3年生（義務教育学校9年生）までを対象に県内医療機関で現物給付方式を導入しています。	

44	事業名	児童扶養手当	SDGs:1.2.3
	担当課	子育て包括支援課	
	事業概要	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を目的とし、支給要件に該当する児童を監護している母、又は監護し、かつ生計を同じくする父、父母に代わって養育している者に対して支給します。	

45	事業名	ひとり親医療費助成制度	SDGs:1.2.3
	担当課	子育て包括支援課	
	事業概要	満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある児童を扶養している配偶者のない方とその児童に対し、医療費の保険適用分を助成します。所得制限があります。	

46	事業名	栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付	SDGs:1.3
	担当課	子育て包括支援課	
	事業概要	ひとり親家庭の経済的自立とその扶養する子の福祉の増進を図るため、修学資金等の各種資金の貸付を行います。(市が申請窓口)	

47	事業名	ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成	SDGs:1.3
	担当課	子育て包括支援課	
	事業概要	ファミリー・サポート・センターは、子どもの一時預かりや保育施設等への送迎などを行う子育ての互助組織であり、本事業において、ひとり親家庭の方がファミリー・サポート・センターを利用した場合、その利用料の一部を助成します。	

48	事業名	ひとり親家庭学童保育料助成	SDGs:1
	担当課	こども課	
	事業概要	経済的支援が必要なひとり親家庭の保護者に対して、学童保育料を減額します。	
	実績と計画	現状【H30(2018)年度】	計画【R6(2024)年度】
		交付人数(人) 198 人	交付人数(人) 200 人

49	事業名	ひとり親家庭の保育料免除	SDGs:1.4
	担当課	こども課	
	事業概要	住民税課税世帯の 0 歳から 2 歳の子を養育するひとり親家庭等の低所得者世帯について、保育園(所)・認定こども園に通う子の保護者に対して保育料を減免します。	

6 相談・支援・連携体制の整備の強化

方向性

子どもの貧困対策を総合的に推進するためには、地域における多様な関係者や関係機関との連携・協力を得ながら、地域の実状に即した効果的な施策に取り組む事が重要です。そのため、地域を基盤としたネットワークを構築し、学校、地域、行政が一体となり子どもの貧困対策を推進します。

50	事業名	【新規】母子健康包括支援センター整備運営事業		SDGs:1.3.5
	担当課	健康増進課		
	事業概要	<p>妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供することを目的とした母子健康包括支援センター（以下、「センター」という。）を整備します。</p> <p>センターにおいて、全ての妊産婦、乳幼児とその保護者を対象として、予防的な視点を中心に、実情の把握、各種相談への対応、必要に応じた個別支援プランの策定等を実施することにより、健全な児童の育成を目指します。</p>		
	実績と計画	現状【H30(2018)年度】	計画【R6(2024)年度】	
	設置数	—	1か所	

51	事業名	【新規】子ども家庭総合支援拠点整備運営事業		SDGs:1.3.5.16
	担当課	子育て包括支援課		
	事業概要	<p>平成28年改正児童福祉法において、市町村が、児童虐待に関する支援を一体的に担うための機能を有する拠点の整備に努めることとされた「子ども家庭総合支援拠点」を整備します。</p> <p>拠点において、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他必要な支援を行います。</p>		
	実績と計画	現状【H30(2018)年度】	計画【R6(2024)年度】	
	設置数	—	1か所	

52	事業名	スクールソーシャルワーカーによる相談事業	SDGs:1.3.4.5.16
	担当課	子育て包括支援課	
	事業概要	見えにくい貧困の問題を発見し、早期に福祉制度につなげ家庭を支援し解決に結びつけるため、学校と福祉関係機関との連絡調整役であるスクールソーシャルワーカーを配置します。巡回等により面接相談を行い、必要な支援に円滑につなげます。	

53	事業名	子どもをサポートする人材の育成	SDGs:1.3.4.5.16
	担当課	子育て包括支援課	
	事業概要	子育て見守り隊養成講座等により貧困撲滅や児童虐待防止等を啓発し、地域社会が一体となって子どもたちの健全育成を目指そうとする機運を高めます。	

54	事業名	地域支援会議	SDGs:1.3.4.5.16
	担当課	子育て包括支援課	
	事業概要	貧困状況にある家庭の子どもを早期発見し、個々の状況に応じた地域の支援体制が組めるよう、各公民館単位で「地域支援会議」を開催します。会議の中で、事例検討による支援方法の検討や地域の支援者間の情報交換を行い、ネットワークづくりを進めます。	
	実績と計画	現状【H30(2018)年度】	計画【R6(2024)年度】
		開催数 3回	開催数 5回

55	事業名	要保護児童等対策地域協議会	SDGs:1.3.5.16
	担当課	子育て包括支援課	
	事業概要	関係機関が情報を共有し連携することで子どもの貧困や虐待を早期に発見し早期支援につなげます。	

56	事業名	子どもの貧困撲滅プロジェクト	SDGs:1.3.4.5.16
	担当課	子育て包括支援課	
	事業概要	小山市子どもの貧困撲滅 5 か年計画を推進するために、関係課や学校関係者等と実績報告や意見交換を行います。	
	実績と計画	現状【H30(2018)年度】	計画【R6(2024)年度】
開催数 3回		開催数 3回	

57	事業名	子どもの貧困・虐待防止対策本部評定	SDGs:1.3.4.5.16
	担当課	子育て包括支援課	
	事業概要	小山市子どもの貧困撲滅 5 か年計画を推進するために、子どもの貧困・虐待防止対策委員と実績報告や情報・意見交換を行います。	
	実績と計画	現状【H30(2018)年度】	計画【R6(2024)年度】
開催数 3回		開催数 3回	

58	事業名	幼児教育・保育施設等の整備支援	SDGs:1.4
	担当課	こども課	
	事業概要	子ども・子育て支援事業計画に基づき、「待機児童の解消」や「幼児期の質の高い教育・保育の一体的な提供」を推進するため、施設整備支援を行います。	

7 子どもの貧困対策に関する指標

大綱の柱	分類	指標	小山市		国 (参考)
			直近値	目標 (2024)	直近値
教育の支援	就学等の状況	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	100.0%	100.0%	93.7%
		生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率	13.6%	減少	4.1%
		生活保護世帯の子どもの大学等進学率	16.7%	増加	36.0%
		ひとり親家庭の子どもの就園率(幼稚園・保育園(所)・認定こども園)	90.8%	93.7%	81.7%
		児童扶養手当の受給世帯の子どもの高等学校等進学率	R2年度より調査	—	—
		児童扶養手当の受給世帯の子どもの大学等進学率	R2年度より調査	—	—
	施策の実施状況	小学校におけるスクールソーシャルワーカー(SSW)の対応実績	100%	100%	50.9%
		中学校におけるスクールソーシャルワーカー(SSW)の対応実績	100%	100%	58.4%
		義務教育学校におけるスクールソーシャルワーカー(SSW)の対応実績	100%	100%	—
		小学校におけるスクールカウンセラー(SC)の配置率	87.5%	100%	67.6%
		中学校におけるスクールカウンセラー(SC)の配置率	100%	100%	89.0%
		義務教育学校におけるスクールカウンセラー(SC)の配置率	100%	100%	—
		就学援助制度の周知状況	100%	100%	65.6%
		小学校における新入学児童生徒学用品等の入学前支給の実施状況	100%	100%	47.2%
		中学校における新入学児童生徒学用品等の入学前支給の実施状況	100%	100%	56.8%
		高等教育学校の修学支援新制度の利用者数(大学) ※令和2年4月から開始	—	—	—
		高等教育学校の修学支援新制度の利用者数 (短期大学) ※令和2年4月から開始	—	—	—
		高等教育学校の修学支援新制度の利用者数 (高等専門学校) ※令和2年4月から開始	—	—	—
		高等教育学校の修学支援新制度の利用者数 (専門学校) ※令和2年4月から開始	—	—	—
		奨学金の貸与を認められた者の割合	100%	100%	—

生活の支援	生活の状況	ひとり親世帯の滞納経験(電気)	14.1%	減少	14.8%
		ひとり親世帯の滞納経験(ガス)			17.2%
		ひとり親世帯の滞納経験(水道)			13.8%
		子どもがある全世帯の滞納経験(電気)	3.5%	減少	5.3%
		子どもがある全世帯の滞納経験(ガス)			6.2%
		子どもがある全世帯の滞納経験(水道)			5.3%
		ひとり親世帯の困窮体験(食料)	37.9%	減少	34.9%
		ひとり親世帯の困窮体験(衣服)	28.4%	減少	39.7%
		子どもがある全世帯の困窮体験(食料)	23.1%	減少	16.9%
		子どもがある全世帯の困窮体験(衣服)	12.4%	減少	20.9%
	社会とのつながり	ひとり親世帯の「頼れる相手が必要だがいない」と答えた人の割合(重要な事柄の相談)	10.1%	減少	8.9%
保護者の就労支援	保護者の就労状況	母子世帯の親の就業率	96.6%	増加	80.8%
		父子世帯の親の就業率	98.5%	増加	88.1%
		母子世帯の親の正規の職員・従業員の割合	59.0%	増加	44.4%
		父子世帯の親の正規の職員・従業員の割合	92.1%	増加	69.4%
経済的支援	所得	相対的貧困率	10.2%	減少	15.6%
		ひとり親世帯の貧困率(困窮度Ⅰの割合)	23.9%	減少	50.8%
		母子世帯で養育費の取決めをしている割合	51.9%	増加	42.9%
		父子世帯で養育費の取決めをしている割合	17.9%	増加	20.8%
		母子世帯で養育費を受け取っていない子どもの割合	52.3%	減少	69.8%
		父子世帯で養育費を受け取っていない子どもの割合	90.0%	減少	90.2%

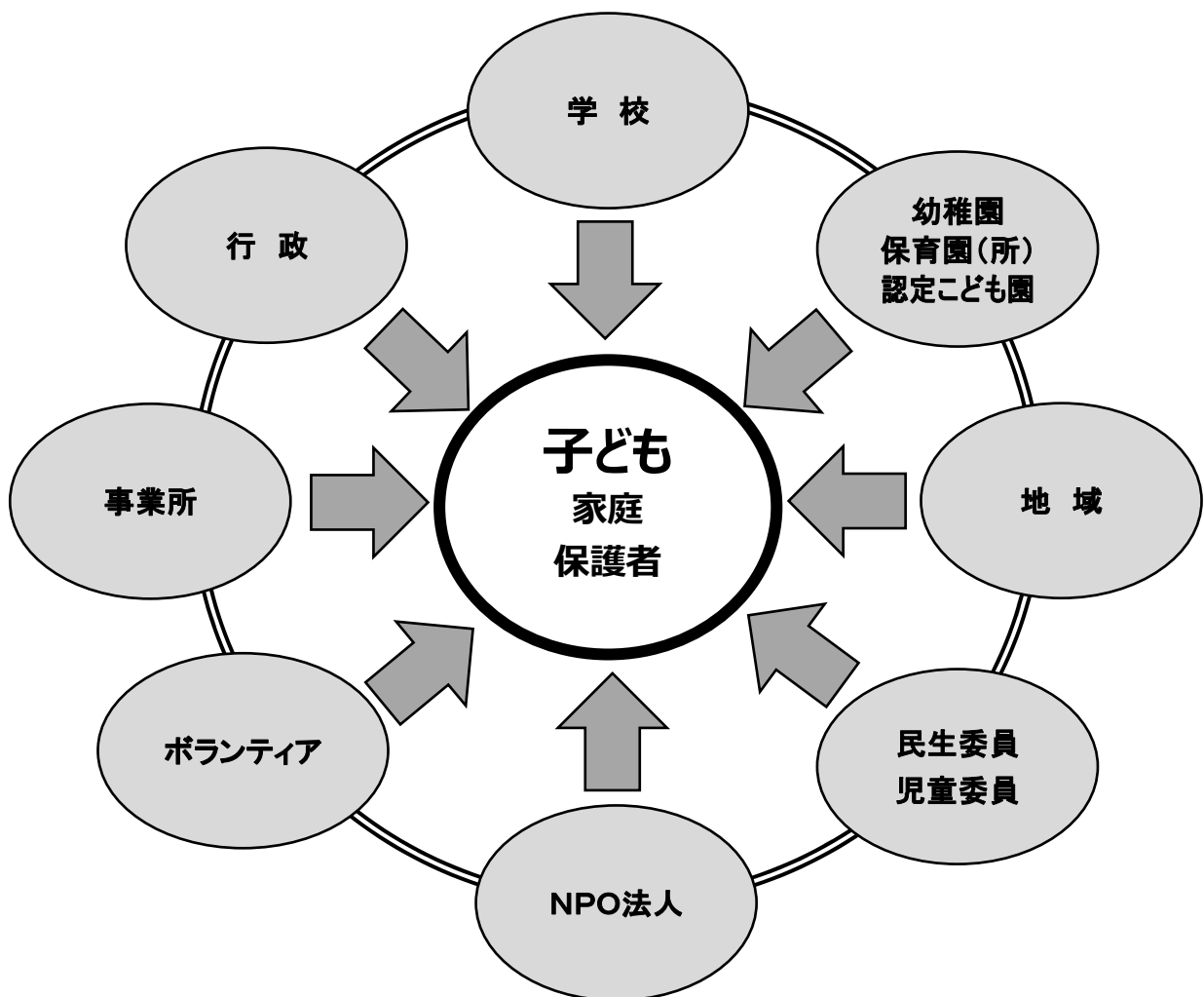
その他	子どもの生活実態調査	朝食を毎日食べている児童の割合	90.7%	100%	—
		困窮度Ⅰの世帯で勉強が分かる子の割合	77.3%	90.0%	—
		困窮度Ⅰの世帯で将来に希望を持っている親の割合	28.0%	35.0%	—

第5章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、関係部署が子どもの貧困対策を意識した施策・事業の実施を図れるよう、全庁的な意識共有を行います。

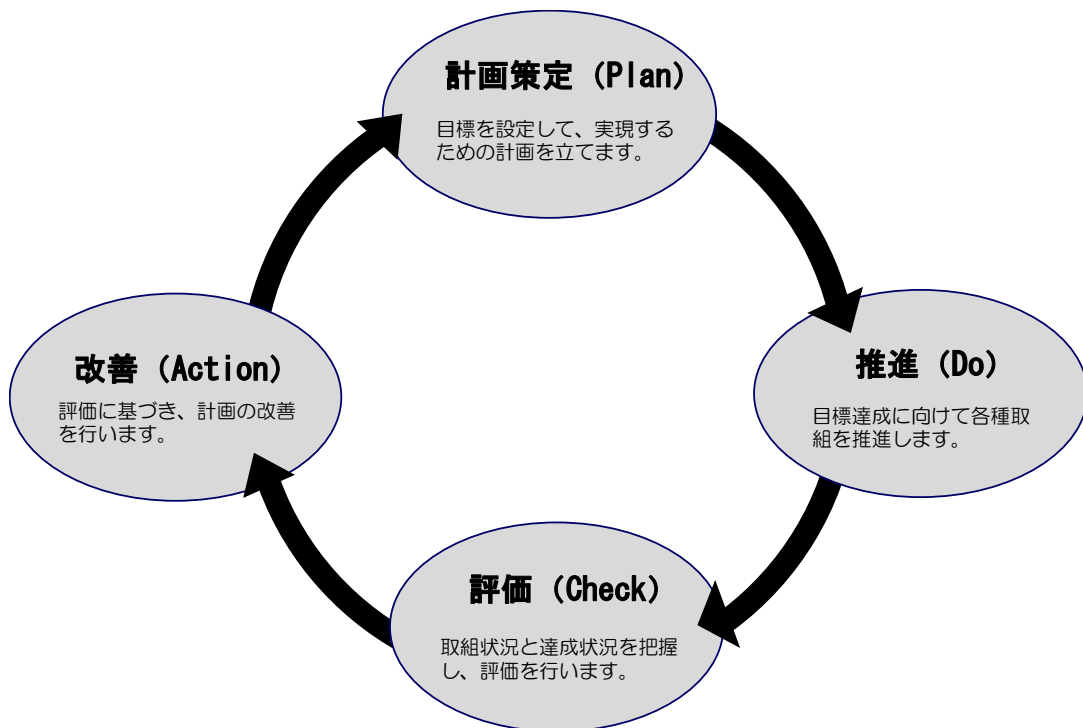
子どもやその家庭における貧困、また貧困の連鎖を防いでいくためには、行政のみならず様々な主体との連携や協力体制の構築が重要となるため、学校・幼稚園・保育園(所)・認定こども園・地域・民生児童委員・NPO法人・ボランティア・事業所等、様々な関係各所との協力関係を構築します。



2 点検・評価

計画の推進にあたっては、各年度において計画に基づく施策の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

本計画では、関連各課による施策・事業に関する事務事業評価を行うとともに、P D C Aサイクルによる効率的な行政運営を目指していきます。



資料編

1 小山市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 27 日

条例第 46 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する審議機関として、小山市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 27 条第 1 項の特定教育・保育施設の利用定員の設定に際し市長が行う意見聴取に対する意見を述べること。
- (2) 法第 29 条第 1 項の特定地域型保育事業の利用定員の設定に際し市長が行う意見聴取に対する意見を述べること。
- (3) 法第 61 条第 1 項の規定に基づく小山市子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更の際に市長が行う意見聴取に対する意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議は、特に必要があると認めるときは、子育て会議の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て包括支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 小山市子ども・子育て会議委員名簿

No		所 属	氏 名	備 考
1	市議会議員	小山市議会	青木 美智子	
2	〃	小山市議会	小林 英恵	
3	子どもの保護者	小山市PTA連合会	諏訪 佳代子	
4	〃	小山市幼稚園PTA連合会	飯野 佳昭	
5	〃	小山市私立保育園保護者会	片柳 裕介	
6	子ども・子育て 支援関係事業者	小山市幼稚園連合会	小野瀬 隆久	
7	〃	小山市私立保育園協議会	齋藤 好子	
8	〃	小山市学童保育クラブ連合会	小井 千代子	
9	〃	認定こども園対策委員会	平野 章雄	副会長
10	〃	小山市校長会	亀山 孝明	
11	学識経験者	白鷗大学名誉教授	川瀬 善美	会長
12	その他	小山市自治会連合会	齋藤 榮一	
13	〃	小山市民生委員児童委員協議会	太田 恵美子	
14	行政	栃木県県南健康福祉センター	重田 恭一	
15	〃	小山市副市長	加藤 賢一	

(敬称略 順不同)

3 小山市子どもの貧困・虐待防止対策本部設置要綱

平成 27 年 2 月 5 日
規程第 1 号

(設置)

第 1 条 子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備する等、総合的な貧困対策の推進を図るため、小山市子どもの貧困・虐待防止対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもへの貧困・虐待に関する総合的な対策の策定に関すること。
- (2) 子どもへの貧困・虐待に関する総合的な対策の推進に関すること。
- (3) その他子どもへの貧困・虐待の解決に関し必要な事項

(組織等)

第 3 条 対策本部は、別表第 1 に掲げる部員をもって組織する。

- 2 対策本部に、本部長 1 人及び副本部長 2 人を置く。
- 3 本部長には市長、副本部長には副市長及び教育長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、対策本部を代表し、会務を総理する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指定した順に従いその職務を代理する。
- 6 第 1 項の規定にかかわらず、対策本部は、必要があると認めるときは、対策本部の部員に本市に関連する機関等の事務局長等の職にある者を加えることができる。

(会議)

第 4 条 対策本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 対策本部は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(プロジェクト)

第 5 条 対策本部の所掌事務を補佐するため、小山市子どもの貧困撲滅プロジェクト(以下「プロジェクト」という。)を置く。

- 2 プロジェクトは、保健福祉部長の職にある者を委員長として、別表第 2 に掲げる課等に所属する職員のうち係長相当職以上の職にある者の中から保健福祉部長が指名する者をもって組織する。
- 3 プロジェクトの会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、プロジェクトは、必要があると認めるときは、プロジェクトの委員に本市に関連する機関等の係長相当職以上の職にある者を加えることができる。
- 5 プロジェクトは、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 プロジェクトは、その会議、活動等の経過、結果等を対策本部に報告するものとする。

(庶務)

第 6 条 対策本部の庶務は、保健福祉部子育て包括支援課において処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規程第 18 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日規程第 15 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日規程第 14 号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

市長・副市長・教育長・総合政策部長・総務部長・市民生活部長・保健福祉部長・産業観光部長・建設水道部長・都市整備部長・教育部長・消防長・秘書広報局長

別表第 2(第 5 条関係)

総合政策部総合政策課・財政改革課 保健福祉部福祉課・子育て包括支援課・こども課・健康増進課 建設水道部建築課・教育委員会事務局教育総務課・学校教育課・生涯学習課

4 小山市子どもの貧困・虐待防止対策本部委員名簿

No		所 属	氏 名
1	本部長	市長	大久保 寿夫
2	副本部長	副市長	加藤 賢一
3	副本部長	教育長	酒井 一行
4	委員	秘書広報局長	古田土 紀子
5	委員	総合政策部長	坪野谷 統勇
6	委員	総務部長	小林 功
7	委員	市民生活部長	三柴 智恵子
8	委員	保健福祉部長	浅見 貴幸
9	委員	産業観光部長	田尻 淳
10	委員	建設水道部長	古川 幸一
11	委員	都市整備部長	浅見 知秀
12	委員	教育部長	添野 雅夫
13	委員	消防庁	猪瀬 治雄
14	委員	社会福祉協議会（事務局長）	熊倉 典子

5 小山市子どもの貧困撲滅プロジェクト委員名簿

○委 員

No		所 属	氏 名
1	委員長	保健福祉部長	浅見 貴幸
2	委員	福祉課長	菅原 直幸
3	委員	学校教育課長	加藤 一志
4	委員	生涯学習課長	高崎 誠
5	委員	総合政策課人と企業を呼び込む政策調整係長	宮田 晃代
6	委員	財政改革課主計員	片柳 剛展
7	委員	こども課保育食育指導係長	武関 玲子
8	委員	健康増進課市民健康第一係長	櫻井 和代
9	委員	建築課住宅管理係長	曾雌 和彦
10	委員	教育総務課教育政策係長	早川 俊夫
11	委員	生涯学習課生涯学習係長	小栗 仙子
12	委員	社会福祉協議会事務局地域福祉係長	恩田 理恵

○関係者

No		所 属	氏 名
1	学校関係	小学校代表者(下生井小学校長)	上野 敏晴
2	学校関係	中学校代表者(大谷中校長)	齋藤 真樹

6 計画策定の経過

No.	開催月	会議名	内容
	令和元年		
1	5月31日	第1回子どもの貧困・虐待防止対策本部評定及び 子どもの貧困撲滅プロジェクト合同評定	調査結果報告 計画概要報告
2	7月9日	第1回子どもの貧困撲滅プロジェクト委員会	事業方針（案） 調査結果報告 事業評価
3	9月3日	第1回子ども子育て会議	事業方針（案） 調査結果報告
4	10月9日	第2回子どもの貧困撲滅プロジェクト委員会	計画（素案）
5	10月31日	第2回子どもの貧困・虐待防止対策本部評定及び 子どもの貧困撲滅プロジェクト合同評定	計画（素案）
6	11月6日	第2回子ども子育て会議	計画（素案）
	令和2年		
7	1月15日	庁議	計画（素案） パブコメ実施
8	1月23日	議員説明会	計画（素案）
9	1月24日 ～2月6日	パブリック・コメントの実施	
10	2月13日	第3回子どもの貧困撲滅プロジェクト委員会 (書面会議)	計画（案）
11	2月28日	第3回子どもの貧困・虐待防止対策本部評定及び 子どもの貧困撲滅プロジェクト合同評定 (書面会議)	計画（案）
12	3月6日	第3回子ども子育て会議	計画（案）
13	3月	庁議	計画決定

7 SDGs (持続可能な開発目標) の視点を踏まえた計画の推進

1 SDGs とは

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)」は経済・社会・環境の三側面の取組により、「地球上の誰一人として取り残さない」ことをスローガンに、2030年を期限とした17のゴール(意欲目標)と169のターゲット(行動目標)、232の指標で構成された、先進国も途上国も目指すべき国際社会共通の目標です。



ロゴ: 国連広報センター作成

SDGsの17の目標

目標 1 (貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標 2 (飢餓)	飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標 3 (保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標 4 (教育)	すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
目標 5 (ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子のエンパワーメントを行う。
目標 6 (水・衛生)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標 7 (エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標 8 (経済成長と雇用)	包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク(適切な雇用)を促進する。
目標 9 (インフラ、産業化、イノベーション)	レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。
目標 10 (不平等)	各国内および各国間の不平等を是正する。
目標 11 (持続可能な都市)	包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する。
目標 12 (持続可能な生産と消費)	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標 13 (気候変動)	気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標 14 (海洋資源)	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。
目標 15 (陸上資源)	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する。
目標 16 (平和)	持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。
目標 17 (実施手段)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第2次小山市子どもの貧困撲滅5か年計画
～子どもの現在と未来が 生まれ育った環境によって
左右されることのない 社会を目指す 小山～

令和2年3月発行

発行 小山市

企画・編集 小山市 保健福祉部 子育て包括支援課

〒323-8686

栃木県小山市中央町1丁目1番1号

TEL：0285-22-9604（直通）

FAX：0285-22-9618

市ホームページ <http://www.city.oyama.tochigi.jp/>